

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

関東学園大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	9
基準 3. 教育課程	25
基準 4. 教員・職員	34
基準 5. 経営・管理と財務	42
基準 6. 内部質保証	49
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	53
基準 A. コンピテンシー教育	53
基準 B. 地域社会との連携	55
V. 特記事項	
数理・データサイエンス・AI 教育プログラム	60
VI. 法令等の遵守状況一覧	61
VII. エビデンス集一覧	73
エビデンス集（データ編）一覧	73
エビデンス集（資料編）一覧	73

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

○関東学園大学の建学の精神

学校法人関東学園の歴史は、大正 13(1924)年、東京西新宿に関東高等女学校が開設されたことに始まる。学園創始者の松平濱子は、大正 9(1920)年、東京帝国大学文学部国文科に、初めて設けられた女子聴講生制度の第 1 期生として入学した。3 年間にわたり学を究めるとともに、誠実重厚な人柄をもって、日本の女性の高等教育に身を捧げることが自らの使命・天職であると考え、聴講生修了の翌年に新構想の高等女学校の設立を決意したものである。学校創設当初、関東高等女学校は「敬和（人を敬い、人と和する）・温順（おだやかで、すなおに）・質実（かざりけなく誠実に）」の品性を教育理念として掲げ、学徳一体を旨とし、豊かな人間性を培うことを教育の目標としていた。その後、幾多の変遷を経た後、昭和 51(1976)年に設置された関東学園大学は、学園全体で継承されてきた教育理念を受け継ぎ、「敬和・温順・質実」の品性を建学の精神として掲げている。

本学は、歴史的・伝統的に培われてきた建学の精神を継承した上で、大学としての教育方針を次のように定めている。

「本学の教育方針は、本学の建学の精神たる敬和・温順・質実の品性と自主創造の気風の養成につとめ、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法等に則った教育を行い、専門的知識を修めることによって、学理を究め、応用的展開力を培い、責任を重んじ、健康な身体、豊かな情操、穏健中正の思想と国際的協調の態度の形成をはかり、もって地域社会の要望、福祉と文化の向上及び人類の平和に寄与する人間を養成することにある。」（松平正敏著「関東学園の五十年」）この教育方針は、「学生便覧」などに本学の教育方針として掲げられている。

また、平成 22(2010)年 3 月には学則改正を行ない、「本学の教育方針」にある「国際的協調の態度」とともに「コンピテンシー（社会対応力）」を身に付け、「地域社会の要望に応えうる人材を養成する」ことを、関東学園大学学則第 2 条の中に付け加え、本学の人材養成の目的として定めている。

○関東学園大学の使命・目的

本学の建学の精神とそれを達成するための実践は、現在も引き継がれており、関東学園大学学則第 1 条に、「関東学園大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、真理を究め学理の応用につとめ、本学建学の精神を体し、福祉と文化の向上に寄与し得る人材を養成することを目的とする。」と定めている。更に、関東学園大学学則第 2 条には、学科ごとの人材養成の目的を定めている。各学科の人材養成の目的は次のとおりである。

経済学科

「経済学の基本的な知識を修得し、社会全体の経済現象を理解し幅広い視点から問題を発見し解決策を探索できる能力、国際的協調の態度及びコンピテンシーを身に付け、地域社会の要望に応えうる人材を養成することを目的とする。」

経営学科

「経営学の基本的な知識を修得し、企業やその他の組織体の経営に関わる問題を幅広い

視点から解決できるようなマネジメント能力、国際的協調の態度及びコンピテンシーを身に付け、地域社会の要望に応えうる人材を養成することを目的とする。」

以上に述べられたような人材を養成することが本学の目的であり、使命とするところである。

○関東学園大学の個性・特色

地域に根差した高等教育機関として、本学は「地域社会の要望に応えうる人材の養成」を教育目的とし、関東学園大学学則第 2 条において、このことを定めている。本学は、地域社会の要望を明らかにするための近隣およそ 200 の公共団体・企業等への訪問調査により得られた学生に期待するコンピテンシーを「社会対応力」と定義し、本学独自のコンピテンシー育成プログラムによるコンピテンシー教育に継続的に取り組んでいる。本学におけるコンピテンシーは、①表現力、②人との交流/協業、③主体性/積極性、④職業観/社会への関心、⑤論理的思考力、⑥リーダーシップの 6 つから成るものと定義されており、本学は、このように定義されたコンピテンシーを向上させるための全学的なコンピテンシー教育の実践に取り組んでいる。学生が将来、社会で成果をあげ貢献していくためには、主体性・積極性、人との交流・協業などのコンピテンシー（社会対応力）を身に付けることが不可欠である。本学では、授業、学校行事、ボランティア活動などを通じて学生がコンピテンシーを育成することを教育プログラムとして支援している。そのなかでも、問題発見解決型授業であるプロジェクト型授業の実施及びディベート大会等への参加を全学的に推奨している。

本学では、平成 22(2010)年度より、2 学科（経済学科・経営学科）で構成される経済学部において、コース制を導入している。本学におけるコース制は、経済・経営に関わる事象がますます複雑化・多様化している社会状況の下で、本学の教育目的を達成するために、従来の経済学科・経営学科の学問体系をより細分化して教育・研究を展開していくことを目指すものである。

本学のコース制では、経済学科に 2 コース（地域経済デザインコース、公共政策コース）、経営学科に 3 コース（経営・会計コース、国際ビジネスコース、スポーツマネジメントコース）の合計 5 つのコースを設置している。コース制については、高校生の学問的関心と目指す進路、地域社会で求められる人材等の多様なニーズについて検討を十分に行なった上で、平成 22(2010)年度から実施に至ったものである。各コースにおいては、学ぶべき分野、目指す進路、目指す資格等を明示することで、学生の要望に応え、学習意欲を高めることを図っている。

さらに、本学は、学生のキャリア教育にも力を注いでおり、多くのキャリア関連科目や公務員試験対策等のエクステンション（課外講座）を開講し、学生が社会人となった自分をイメージしながら大学生活を送ることができるようにしている。また、学生に対する就職活動支援を重点的に実施しており、これらの取り組みにおいて教員が大きな役割を担っている。

これらの取り組みにより、本学は、教育の目的に標榜している「地域社会の要望に応えうる人材」を養成している。

また、情報通信テクノロジーの進展に伴う社会のデジタル・トランスフォーメーション

関東学園大学

化や統計データ駆使したエビデンス・ベースド・プラクティスの普及に適應できる知識と実践力を培うために、本学は、令和 4(2022)年度より、「データサイエンス教育プログラム」を新設し、全学的な学生の履修促進を行っている。そして、本学のプログラムは、令和 5(2023)年 8 月に、文部科学省の数理・データサイエンス・A I 教育プログラム認定制度における「リテラシー・レベル」と「応用基礎レベル」で認定を受けた。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

学校法人関東学園の歴史は、故松平濱子が関東大震災による教育機関の破壊を嘆き、大正 13(1924)年、東京西新宿の地に関東高等女学校を開設したことに始まる。第 2 次大戦後の昭和 21(1946)年には、疎開先となった群馬県館林市に、国文、被服の 2 科を有する関東女子専門高等学校が開設され、ここに戦後の歩みが始まった。

その後、昭和 22(1947)年に英文科が増設され、昭和 25(1950)年に学制改革により関東短期大学と改称、昭和 26(1951)年には全科昼夜 2 部制とし、群馬県太田市に分校を開設した。昭和 33(1958)年には、群馬県館林市に高等学校を併設した。

昭和 50(1975)年には、4 年制大学創設の認可申請を行ない、昭和 51(1976)年 1 月 10 日に開設が認可され、昭和 51(1976)年 4 月に関東学園大学として開学、経済学部経済学科を設置した。

関東学園大学の主な沿革は、以下のとおりである。

昭和 51(1976)年	関東学園大学開学 経済学部経済学科設置
昭和 56(1981)年	経済学部経営学科設置 大学院経済学研究科(経済学専攻)修士課程設置
平成 2(1990)年	法学部法律学科設置
平成 6(1994)年	大学院法学研究科(法学専攻)修士課程設置
平成 16(2004)年	コンピテンシー育成プログラム導入
平成 22(2010)年	経済学部へコース制導入 大学院法学研究科(法学専攻)修士課程廃止
平成 25(2013)年	法学部法律学科廃止
平成 27(2015)年	大学院経済学研究科(経済学専攻)修士課程廃止
令和 5(2023)年	文部科学省 数理・データサイエンス・A I 教育プログラム (リテラシーレベル、応用基礎レベル) 認定

2. 本学の現況 (2024 年 5 月 1 日現在)

- ・ 大学名 関東学園大学
- ・ 所在地 群馬県太田市藤阿久町 200 番地

・学部構成

学部名	学科名
経済学部	経済学科 経営学科

・学生数、教員数、職員数

学生数

学部	学科	1年次		2年次		3年次		4年次		合計	
		入学定員	学生数	入学定員	学生数	入学定員	学生数	入学定員	学生数	収容定員	学生数
経済学部	経済学科	95	54	95	37	95	40	95	57	380	188
	経営学科	95	87	95	70	95	59	95	63	380	279
合計		190	141	190	107	190	99	190	120	760	467

教員数

学部	専任教員数						兼任(非常勤)教員数
	教授	准教授	講師	助教	計	助手	
経済学部	18	8	3	0	29	0	23

職員数

専任職員	パート職員	派遣職員	計
16	2	2	20

専任職員数には、学園事務局職員7名、育児休暇中職員1名を含む。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の建学の精神は、「敬和(人を敬い、人と和する)・温順(おだやかで、すなおに)・質実(かざりけなく誠実に)」である。この建学の精神を踏まえて本学の教育方針が定められており、この教育方針には、本学の使命・目的が明確に示されている。

[本学の教育方針]

本学の教育方針は、本学の建学の精神たる敬和・温順・質実の品性と自主創造の気風の養成につとめ、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法等に則った教育を行ない、専門的知識を修めることによって、学理を究め、応用的展開能力を培い、責任を重んじ、健康な身体、豊かな情操、穏健中正の思想と国際的協調の態度の形成をはかり、もって地域社会の要望、福祉と文化の向上及び人類の平和に寄与する人間を養成することにある。

さらに、建学の精神及び教育方針を受けて、関東学園大学学則第1条に、「関東学園大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、真理を究め学理の応用につとめ、本学建学の精神を体し、福祉と文化の向上に寄与し得る人材を養成することを目的とする。」と、大学としての教育目的を明確に定めている。また、関東学園大学学則第2条には、学科ごとに人材養成の目的を明確に定めている。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の建学の精神は、「敬和・温順・質実」の三つのことばで簡潔に明示されており、これを踏まえた本学の教育方針を定め文章化している。建学の精神及び大学の教育方針を反映して、関東学園大学学則第1条において大学の教育目的が定められ簡潔に文章化されている。

「関東学園大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、真理を究め学理の応用につとめ、本学建学の精神を体し、福祉と文化の向上に寄与し得る人材を養成することを目的とする。」

第2条においては学科ごとに人材養成の目的が定められ簡潔に文章化されている。

経済学科

経済学の基本的な知識を修得し、社会全体の経済現象を理解し幅広い視点から問題を発見し解決策を探索できる能力、国際的協調の態度及びコンピテンシーを身に付け、地域社会の要望に応えうる人材を養成することを目的とする。

経営学科

経営学の基本的知識を修得し、企業やその他の組織体の経営に関わる問題を幅広い視点から解決できるようなマネジメント能力、国際的協調の態度及びコンピテンシーを身に付け、地域社会の要望に応えうる人材を養成することを目的とする。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、大学の教育方針において反映されており、「自主創造の気風の養成」、「国際的協調の態度の形成」及び「地域社会の要望に応えうる人材を養成する」などの表現で明文化されている。人材養成の目的にも本学の個性・特色が反映され明文化されている。「自主創造の気風の養成」は伝統的に受け継がれてきた使命・目的である。また、経済学教育及び経営学教育を通じて学生が国際的協調の態度を身に付ける「国際的協調の態度の形成」は経済のグローバル化にあって重要な使命・目的である。さらに、「地域社会の要望に応えうる人材を養成する」ことを使命・目的とすることは地域に根差した大学としての的を射ているといえる。

1-1-④ 変化への対応

社会情勢等の変化に対応して、本学の使命・目的及び教育目的について本学に対する社会的要請などとの適合性の確認を必要に応じて行なっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 関東学園大学学則

【資料 1-1-2】 関東学園大学ホームページ

【資料 1-1-3】 関東学園大学 2024 学生便覧

【資料 1-1-4】 関東学園大学 2024 学生便覧（付録）

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的はこれまでと同様に今後も適切に社会に向けて広く表明していく。

本学では、主体性や積極性など社会に対応する能力を学生が身に付けるためのコンピテンシー（社会対応力）育成プログラムを実施しており、今後も社会対応力を身に付けた学生を一人でも多く地域社会に送り出すことで本学の教育の特色の有効性を地域社会からの評価によって確認・改善していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の教育目的を示す人材養成の目的を学則に定めるにあたり、全学的な理解と支持を得るため、学長主催会議で作成した原案を教授会に付議し意見を求め、その上で法人理事会の承認を得る手続を踏んでいる。

また、定期的な全学自己点検会議の場で、学長が教職員に本学の使命・目的及び教育目的について説明し、その理解と支持を図っている。大学内施設の複数箇所には、本学の建学の精神を記したパネルを掲示し、本学の建学の精神の理解と支持の向上に取り組んでいる。

1-2-② 学内外への周知

本学の建学の精神は伝統的に受け継がれてきたものであるが、これと合わせて定められている「本学の教育方針」の中に、本学の教育理念が明確に示されている。本学の建学の精神と教育方針及び学科ごとの人材養成の目的は、ホームページ、学生・教職員に配布される「関東学園大学2024学生便覧」、関東学園大学2024学生便覧(付録)」や受験生に向けた「2025年度学生募集要項」などに掲載されており、また、保護者懇談会やオープンキャンパスなどにおいて保護者や受験生に説明されており、学内外への周知を図っている。

また、大学内施設の複数箇所に本学の建学の精神を記したパネルを掲示して本学の建学の精神について内外への周知を図っている。さらに、教職員に対しては、全教職員が参加する全学自己点検会議などにおいて本学の建学の精神と教育方針及び学科ごとの人材養成の目的を説明するなどして周知を徹底している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

中期計画（令和2(2020)年度～令和6(2024)年度事業計画）において、経済学・経営学の専門教育について「本学の教育目的(学則第1条)および人材養成の目的(学則第2条)に沿い、専門教育の教育課程を体系的に編成していく。」と明示しており、教養教育・初年次教育については「本学の教育方針およびディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)・カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)に沿って設置している幅広い視野と豊かな人間性を培うことに資する多様な教養科目について、学生がバランスよく履修していくよう支援していく。」とし、また、コンピテンシー教育の推進に関して「「地域社会の要望に応えうる人材を養成する」ことを目的とする本学にとって、地域社会が学生に期待する

コンピテンシーを育成することは、重要なものと位置づけられる。平成16(2004)年度より実施しているコンピテンシー育成プログラムについて、今後も全学的に取り組んでいく。」と述べている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

平成20(2008)年の中教審の「学士課程答申」を受けて、3つのポリシーを制定した。平成21(2009)年に定められたアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の中には、「本学の建学の精神と教育方針を受け入れ」と明文化されている。ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）及びカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）は、平成25(2013)年に定められた。ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）では、学士の学位を授与するための条件として、「コンピテンシー（社会対応力）及び国際的協調の態度」、「地域社会の現実的要請に応じることのできる実践力」を明示しており、本学の人材養成の目的を反映している。カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）は、本学の教育方針及び人材養成の目的に基づき制定されている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は経済学部の単科大学として、経済学科と経営学科から構成され、建学の精神及び教育方針に基づいて、学則第1条において大学の目的が定められており、第2条において学科ごとの人材養成の目的が定められている。そのための教育研究組織については、学則第33条で職位を、第34条でその職務を定めている。両学科においては、大学の目的及び人材養成の目的を達成するためにカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に従って適切にカリキュラムが編成され、そのために必要な教員が配置されている。

学長主催会議、教授会、全学自己点検会議等の会議体において、使命・目的及び教育目的を遂行するにあたって、教育研究組織との整合性等の確認・検討を行なっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料1-2-1】 関東学園大学学則

【資料1-2-2】 関東学園大学ホームページ

【資料1-2-3】 関東学園大学2024学生便覧

【資料1-2-4】 関東学園大学2024学生便覧(付録)

【資料1-2-5】 2024年度学生募集要項

【資料1-2-6】 学校法人関東学園中期計画（2020年度～2024年度事業計画）

【資料1-2-7】 アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

【資料1-2-8】 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

【資料1-2-9】 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神と教育方針や人材養成の目的は、適切に学内外に示されており、今後も建学の精神と教育方針や人材養成の目的を学内外に周知するための取り組みを継続していく。また、本学の使命・目的及び教育目的を反映した中期計画（令和2(2020)年度～

令和6(2024)年度事業計画)の達成に努めるとともに、3つの方針についても継続して内外への周知の徹底を図っていく。

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神を踏まえた教育方針において明文化されており、本学の個性・特色を適切に反映したものであり、ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)などに反映されている。また、本学の使命・目的及び教育目的や3つのポリシーについては学内外への周知を継続して図っており、教育研究組織の構成とも整合性を有している。

基準2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

「基準項目2-1を満たしている。」

(2) 2-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では、建学の精神及びアドミッション・ポリシー(入学者受入方針)について「学生募集要項」「本学ホームページ」の入試情報に明記し、周知を図っている。さらに、大学周辺地域である群馬県・栃木県・埼玉県の高校を中心に教職員が高校訪問を実施しており、本学の教育の特色やアドミッション・ポリシー(入学者受入方針)等の説明を行ない、周知を図っている。

本学は、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)として以下のように定めている。

本学の建学の精神と教育方針を受け入れ、勉学、スポーツ、地域との連携活動等多岐にわたる活動を通して、自己を開発し向上させる意欲をもっていること。

高等学校において国語、数学、英語、社会などの科目を主に学んでくること。

社会に関心を持ち、経済学・経営学を学ぶ意欲があり、将来、地域社会の第一線で活躍したいと希望していること。

自ら主体的・積極的に学ぼうという意欲があること。

多様な意見を尊重し、他の人と協力して学習や課外活動に取り組めること。

入学者選抜においては、「多様な試験方法を採用し、学力だけではなく、さまざまな問題を発見し解決策を探求する強い意欲や資質・能力を持った学生を広く受け入れる」ことを基本方針とし、勉学や課外活動に主体的・積極的に取り組む姿勢を持ち、経済学・経営学

の学びを通して地域社会の第一線で活躍することを希望する学生を選抜し、受け入れている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学の入学者選抜においては、受験生の多様な資質・能力や学習意欲を適切に評価するために、指定校推薦入学試験、公募推薦入学試験、総合型入学試験、一般・スカラシップ入学試験、大学入学共通テスト利用入学試験、附属校推薦入学試験といった入学試験を実施している。これらの入学試験のうち、選考方法に面接を実施する試験においては、大学での学びや受験生が考える将来像などについて、対話を通して聞き取り、本学で学ぶ意義を確認する機会を設けている。これにより互いの意思を確認できることに加え、受験生自身が高校での学習や生活、これからの進路を再確認する機会となっている。

また、本学の入学者選抜においては特待制度を設けており、高等学校在籍時の成績や入学試験の結果等によって特待生を選考している。特待生として認定された者は、入学金免除や納入する授業料の減免等を受けることができる。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学では、2 学科 5 コースを設置しており、教育の魅力向上を図り広報を進めている。さらに、「地域社会の要望に応えうる人材を養成する」という人材養成の目的を達成すべく、就職支援にも力を入れており、内定率は高い実績を上げている。

過去 3 年間における入学定員充足の状況については、十分な人数の学生を受け入れるには至っていない。本学の入学定員は 2 学科 190 名であり、令和 6(2024)年度の入学定員充足率は 74%となっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 関東学園大学ホームページ

【資料 2-1-2】 2024 年度学生募集要項

【資料 2-1-3】 2023 年度高校訪問実績資料

【資料 2-1-4】 2024 年度関東学園大学特待制度

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も受験生・高校教員・保護者等に対し、各種広報による情報発信の機会を増やし、建学の精神、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）、教育内容などのさらなる周知・理解がされるよう努めていく。今後、本学の特色（コンピテンシー教育、コース制、フィールドワーク等）ある教育やその成果の適切な情報発信を強めていく。

本学の募集広報活動は、学長のリーダーシップの下、募集委員会を中心とした全学的な取り組みとして、推し進めている。まず、募集広報活動を担当する教職員においては、伝えるべき本学の特色、強み（データサイエンス教育プログラム等）についての共通理解を持ち、高校訪問やオープンキャンパス等の募集広報活動にあたっている。

高校訪問においては、①過去の入学者実績、出願実績等を鑑み訪問校を選定、②訪問に際しては本学の魅力を適切に伝えられる教職員を選抜し、③1つの高校に対し適切な時期

に、担当教職員と連携し、繰り返し訪問することで、教員との信頼関係の構築に努めている。高校訪問においては、本学の特色を十分に伝え、オープンキャンパス、入試制度、出張講義、大学見学会等の案内と情報の共有に努めている。

オープンキャンパスにおいては、教職員、在学生在が参加者とのコミュニケーションを通して、参加者に寄り添った対応で、出願に結びつける。模擬講義では、自ら興味のある講義を選択できるようにし、本学の学びの魅力が伝わるよう内容の工夫を続けていく。

その他、受験生への対面説明の場の確保として、進学説明会や教員による出張講義についても引き続き積極的に取り組んでいく。近隣の重点エリアのみではなく、活動の範囲を広げることで、より多くの受験生に本学を知ってもらえるよう努めていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

○教員と職員の協働

本学の学修支援体制については、学生の教育及び学習支援等を円滑かつ適正に運営するために設置されている「教務委員会」を中心とする教員と職員の協働による体制を整備している。

教務委員会規程第 2 条では、「学生の教育、研究指導に関すること」、「学業成績に関すること」、「学習支援（履修指導、課外講座等）に関すること」、「全学の教育に関わる規程の制定及び改廃に関すること」等を扱うと定めており、教職員が協働して学修支援を実施するよう図っている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

○インストラクターによる情報系学習の支援

本学では、学生の学習支援のために情報系のインストラクターを配置している。インストラクターは、授業の補佐に加えて、新入生対象の学生向け総合ポータルシステム(eSquare)の講習会を実施している。また、新入生が MOS (Microsoft Office Specialist) 資格を取得できるよう、講習会の実施や学生個人の学習進捗状況の把握、モチベーション向上等のフォローを行なっている。

○オフィスアワー

本学では、全専任教員が週 1 回 90 分以上のオフィスアワーを設定している。オフィスアワーは、学生が自由に教員に相談し、助言を得られる制度として運用しており、対面あるいはオンラインでの相談を受け付けている。なお、オフィスアワーの実施に際しては、「キャンパス・ハラスメント等の防止に関するガイドライン」を遵守するよう、教員への

注意喚起を行なっている。

○中途退学者、留年生

本学では、退学防止策として、全授業を対象として学生の出欠状況を把握しており、セミナー・演習系科目の担当教員は、学生の授業への欠席が増えてきた場合には連絡を取って状況を把握し、適切な指導や助言を行なうよう努めている。学生の出席状況については、学生向け総合ポータルシステム（eSquare）の出席情報管理システムにより全ての授業の出欠席を一括管理し、出席不良学生の早期発見と指導の実施に利用しており、きめの細かい修学指導を行なっている。

○学生の意見を汲み上げる仕組み

本学では、学修及び授業に対する学生の意見を調査するため、毎年2回（前期・後期）、全授業科目を対象として「授業評価アンケート」を実施し、学生の授業に対する意見を汲み上げている。調査結果の概要については、学内に公表するとともに授業科目ごとの調査結果の詳細について担当教員に通知し、授業の内容等についての改善に活用している。

令和5(2023)年には「学生満足度調査」を実施し、学科・コースの学び、希望する科目、履修相談等「学習支援」に関する幅広いテーマに関して学生の意見・要望の把握に努めている。また、1年生～3年生を対象に「IT活用状況調査(ユーザー満足度調査)」を実施しており、情報化計画等に反映させている。さらに、卒業生に対する「卒業生意識調査」も実施しており、本学の教育目標の達成状況の点検・評価を実施している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】 2024 年度学務分掌

【資料 2-2-2】 関東学園大学教務委員会規程

【資料 2-2-3】 2024 年度教員別オフィスアワー時間割（専任教員・非常勤講師）

【資料 2-2-4】 2023 年度授業評価アンケート結果

【資料 2-2-5】 2023 年度学生満足度調査結果報告

【資料 2-2-6】 2023 年度 IT 活用状況調査(ユーザー満足度調査)

【資料 2-2-7】 2023 年度卒業生意識調査

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、教職員の連携を密にし、学修支援を行なっていく。

インストラクターやオフィスアワーの活用については、今後も学生の学習支援のために有効活用していく。

退学者については、学生の出欠状況の管理とセミナー・演習系科目の担当教員による対応を行なっており、退学者数・退学率の改善に努めていく。これまで以上に個々の学生の学習状況の把握に努め、退学防止の支援に全学的に取り組んでいく。

「授業評価アンケート」、「学生満足度調査」、「IT活用状況調査(ユーザー満足度調査)」、「卒業生意識調査」については、今後も継続して実施し、調査結果の検証作業と検討を通じて、学修支援体制の改善を進めていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、「地域社会の要望に応えうる人材の養成」という教育目的の下で、学生のコンピテンシー（社会対応力）を向上させるためのコンピテンシー教育の実践に取り組んでいる。本学が定めるコンピテンシーのうち、とりわけ学生の「職業観、社会への関心」を高めるためにはキャリア教育が重要なものと位置づけており、全学的に学生のキャリア支援に取り組んでいる。

本学では、専任教員 10 名と学生支援センター職員 2 名の 12 名により「就職委員会」が組織され、全学的なキャリア教育や就職支援の方針や施策を企画し実施しており、キャリア支援のための学内組織は整備されている。

教育課程内のキャリア教育科目については、（【図表 1】参照）学生のキャリア形成に向けて、必要な情報を収集し、自ら決定し、行動できる基礎的な知識とスキルを習得させられるよう履修科目を 1 年次から 3 年次まで体系的に配置している。特に、令和 5(2023)年以降、企業の採用選考で重要性が増しつつあるインターンシップへの参加促進に力を入れている。「インターンシップ実践演習」では、職業意識の醸成と就業体験をその後の大学での学びに効果的に反映させやすくするために、2 年次からの履修を推奨している。それに対応して、新型コロナ感染により減少していた大学紹介型の実習先の関係再構築と新規開拓に努め、令和 5(2023)年度は、地元の企業を中心に 20 社・団体を確保した。

各科目の教育のねらいは下表のとおりである。

【図表 1】キャリア教育科目の体系と教育のねらい

科目名	履修年次	教育のねらい
キャリアデザインⅠ	1 年次	大学生活への適応とキャリア形成の重要性の意識化
キャリアデザインⅡ	2 年次	大学 2 年目の学生生活の一層の充実と多様な学外活動への参加促進
インターンシップ 実践演習	2 年次～	インターンシップ参加準備および参加後の成果確認
キャリア実践Ⅰ	3 年次	自己理解・企業研究・キャリア選択のスキル習得
キャリア実践Ⅱ	3 年次	自己表現スキルの習得（能力・活動成果・志向など）

教育課程外のキャリア支援については、キャリアサポート窓口で随時、担当職員と就職委員の教員が面談希望者に対応しており、就職活動期間を通じて適宜、就職支援のためのプログラムを企画・運営している。令和 5(2023)年度は、令和 6(2024)年卒生向けとして会社説明会を、令和 7(2025)年卒生向けとして「キックオフガイダンス」、「仕事研究」、「面接

対策」等の各ガイダンスを適切な時期に実施した。

<令和6(2024)年卒生向け> (4年生向け)

会社説明会

開催日	支援内容
7月	群馬県私立大学キャリアサポート会議合同会社説明会
4月～1月	個別会社説明会 (延べ11社)

<令和7(2025)年卒生向け> (3年生向け)

各種ガイダンス

開催日	テーマ
5月	夏のインターンシップ参加促進
7月	キックオフガイダンス
7月	夏のインターンシップ参加促進
10月	公務員希望者対象 (企業併願のすすめ)
10月	仕事研究
11月	直前ガイダンス
11月	SPI体験会
12月	エントリーシート
1月	面接対策
2月	決起会

令和2(2020)年度からは、新型コロナウイルス感染による企業のオンライン説明会・選考に対応するため、オンライン型選考面接のできる機器・設備を準備し、その活用支援を実施している。

また、本学の特色である1年次から4年次まで設置されているセミナー・演習科目の担当教員が、コンピテンシー教育の一環として学生と面談を行ない、キャリア形成や進路選択についての助言をしている。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-3-1】 関東学園大学就職委員会規程

【資料2-3-2】 2023年度就職委員会議事録

【資料2-3-3】 2023年度学内個別企業説明会参加企業一覧

【資料2-3-4】 2023年度インターンシップ実践演習 受け入れ先企業一覧

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程内のキャリア教育科目については、体系的に整備されている。今後は、履修者のアンケート結果や教育成果を見ながら、内容をより洗練させ完成度を高めていく。また、選択科目であるため、履修率が低い科目については、年度当初の履修ガイダンス等で、履修促進を図っていく。

課外の就職支援については、毎回、参加者アンケート調査に基づき、次回の内容の見直しをしているが、オンライン採用活動の浸透による企業の採用手法の変化やアフターコロナの雇用情勢に対応するための支援のあり方を検討する。

また、卒業生に対する就職先・進学先など進路選択の満足度調査、卒業生の第一就職先での定着度についての調査は手付かずの課題となっており、これらについては、今後の取り組み方を検討する必要がある。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、以下のような学生生活安定のための支援を行っている。

○学生サービスのための体制

学生サービスは、教職員で構成する「学生委員会」（教員 6 人、職員 1 人）を中心とし、その下に「学生ボランティア活動推進室」（教員 6、職員 1 人）、「後援会支援」（教員 3 人、職員 1 人）、「留学生担当」（教員 5 人、職員 1 人）及び「三松祭担当」（教員 7 人、職員 1 人）等を置く重層的な体制によって運営している。

学生委員会は、規程に基づき、定例及び臨時の委員会を開催し、学生支援、学生の表彰及び懲戒、学生の福利厚生への対応を図っているほか、学校行事の支援、問題を抱える学生への相談対応などを行っている。

また、学生委員会は、セミナー・演習科目担当教員及び学生支援センターと緊密に連携して、個人情報にも配慮しつつ必要な学生情報の共有を図りながら、一貫した学生サービスを提供している。

○特待制度、経済的支援

本学独自に「特待制度」、「留学生授業料減免制度」及び「学納金月払い制度」を設けている。

・特待制度

入学金免除

授業料全額免除

授業料半額免除

在学生に対する特待制度

上記の特待制度では、対象となる入学生及び在学生は、種類に応じて定められた審査基準についての厳格な選考を経て特待として採用された学生が、それぞれの免除を受けている。

- ・留学生授業料減免制度

外国人留学生を対象とし、審査基準に該当する学生について、原則として4年間、授業料を半額免除している。

- ・学納金月払い制度

勉学意欲があるものの経済的な理由により学納金の一括納入が困難な学生を支援するため、学納金の月払い制度を導入し、授業料及び施設維持費を年10回（初年度は8回）に分けて納入することを可能にしている。

- ・奨学金

「日本学生支援機構」の奨学金制度等の4月と9月募集の定期採用のほか、随時募集できる定期外採用についても必要に応じて紹介している。

また、令和2(2020)年度より、「高等教育の修学支援新制度」の対象校となっている。

○学生の課外活動への支援

- ・クラブ・同好会への活動支援

本学には体育会系6、文化系4のクラブ・同好会があり、それぞれのクラブ・同好会に対して部室（クラブハウス）を提供しており、また、大学後援会等からの支援を得つつ、活動に必要な資金の補助を行っている。また、体育会系の3クラブ（硬式野球部、柔道部及び陸上競技部）については、監督3人、硬式野球部コーチ1人を配置して活動を支援している。

- ・地域との交流支援

地域からのボランティア等の要請に対しては、メール、学内掲示板や学生向け総合ポータルシステム（eSquare）を利用するほか、セミナー・演習担当教員を通じるなどして、その告知と募集を行っている。

さらに、令和5(2023)年度から、学生委員会の下に「学生ボランティア活動推進室」を新たに設置し、学生ボランティア活動の一層の活性化に努めている。

○学生の健康管理、心的支援、生活相談等の実施

- ・健康管理

毎年度初めに、全学生を対象に定期健康診断を実施している。また、学内に保健室を設置して看護師を配置し、怪我人や急病人への迅速な対応のほか、平素から健康相談に応じている。

なお、令和2(2020)年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、必要な対策を講じてきたが、5類に移行した令和5(2023)年5月以降は、その時々々の国や群馬県の指導に

基づいた感染防止対策の指導を行っている。

・セミナー・演習科目の担当教員による各種相談

本学の学生は、1年生はフレッシュマンセミナー（必修）、2年生はソフオモアセミナー（必修）、3・4年生は演習Ⅰ・Ⅱ（ほぼ全ての学生が履修）というかたちでセミナー・演習科目に所属しており、その担当教員が、学業相談のみならず、生活相談等にも応じている。

・ハラスメント防止対策

本学では、「キャンパス・ハラスメント等の防止に関するガイドライン」を制定しており、これに基づき、毎年度、キャンパス・ハラスメント相談員（教員 3 人）を任命のうえ、周知し、相談しやすい環境を醸成するなどにより、キャンパス・ハラスメントの未然防止に努めている。

・学生教育研究災害補償保険への加入

本学が保険料を負担し、全学生を対象として「学生教育研究災害補償保険」に加入している。

○留学生に対する支援

外国人留学生に対しては、「国際交流センター」において、入国管理及び福利厚生等を扱うとともに、本学での学びに関することや日本での生活についての相談・支援に当たっている。また、地元の国際交流協会をはじめ、関連団体と連携し、地域住民との交流を図る取り組みを行なっている。

さらに、アルバイト情報の提供や本学の「学生ハイツ連絡協議会」加盟の賃貸物件の情報提供を行っている。

○学生生活に関する学生の意見・要望の把握と改善

・学生満足度調査、卒業生意識調査

令和 5(2023)年には「学生満足度調査」、「卒業生意識調査」を実施し、学生生活全般についての学生の意見・要望の把握に努めた。

・セミナー・演習科目担当教員による把握

前述のように、本学の学生は、1・2年生の全ての学生と 3・4年生のほぼ全ての学生がセミナーまたは演習科目に所属しており、その担当教員は、学生との面談機会などを利用して学生の意見・要望等の把握に努めており、問題の早期発見・改善に努めるなどにより学生の満足度向上に努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-4-1】 関東学園大学学生委員会規程

【資料 2-4-2】 関東学園手大学学生の懲戒等に関する規程

【資料 2-4-3】 2023 年度学生委員会議事録

【資料 2-4-4】 2024 年度学生特待制度及び留学生授業料減免継続条件

【資料 2-4-5】 クラブハウス配置図

【資料 2-4-6】 飛翔 学友会活動成果報告書 第 39 号

【資料 2-4-7】 学生ハイツアー一覧表

【資料 2-4-8】 保健室利用状況（2021～2023 年度）

【資料 2-4-9】 キャンパス・ハラスメント等の防止に関するガイドライン

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学の「学生生活の安定のための支援」のための体制については、学生委員会が中心となり、引き続き、学生支援に努めていく。

学生の課外活動への支援については、クラブ同好会活動、推奨部活動、学園祭等の活動について、引き続き、支援を行っていく。

学生の健康診断、心的支援及び生活相談については、今後も定期的な健康診断を実施し、生活相談等についても、セミナー・演習科目担当教員、学生委員会及び学生支援センターが連携して対応していく。

経済的支援については、本学独自の特待制度や留学生授業料減免制度及び学納金月払い制度を継続し効果的に活用しつつ、「日本学生支援機構」による奨学金制度や「高等教育の修学支援新制度」などの紹介と手続きを継続していく。

学生の意見・要望の把握と改善については、今後も学生満足度調査や卒業生意識調査を継続実施し、学生の意見・要望の把握に努めていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

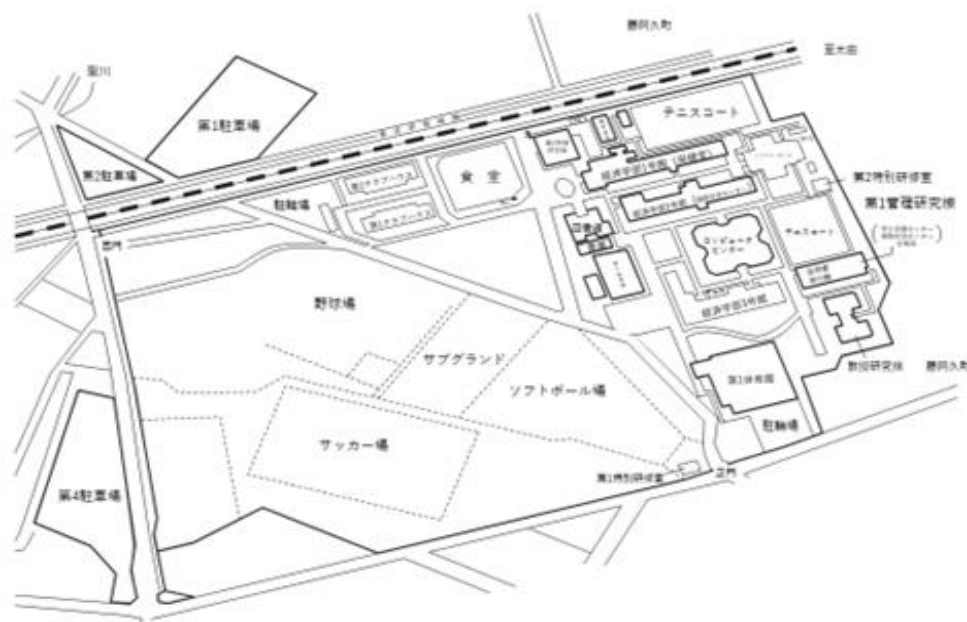
2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1. 校地・施設

本学の学修環境については、下記の「関東学園大学配置図」に示すように配置しており校地面積107,055㎡、校舎面積16,289.0㎡は基準面積を十分に上回っており、施設設備は適切に整備されている。

経済学部 1 号館、2 号館、3 号館、レクチャーホール、コンピュータセンターを中心に講義室等を配置しており、十分な講義室・演習室を確保している。また、主な学生の厚生施設としては、学生食堂、第 1 クラブハウス、第 2 クラブハウスを設置しており、さらに、スポーツ施設として、屋外の運動場（野球場、サッカー場、ソフトボール場）、第 1 体育館、第 2 体育館等を整備している。各施設の詳細な内容については、以下のとおりである。

関東学園大学配置図



2. 教室、研究室等

教室については、多人数での講義が行なわれる講義室や、セミナー・演習系科目等が行なわれる少人数での使用に適した演習室が整備されている。

教員が使用する研究室は、専任教員については1人に1室を備え、PC等を配置して教員の教育研究環境を整えている。また、専任教員にはスマートフォンを貸与し、学生とのコミュニケーションを図っている。

3. 運動場、体育館等

スポーツ関連の授業やクラブ活動等で活用することを目的として、本学では「関東学園大学配置図」で示すように野球場、サッカー場、ソフトボール場、第1体育館、第2体育館、テニスコート等を整備している。また、屋内施設として、第1武道場、2武道場、トレーニングルームを整備しており、授業やクラブ活動で活用されている。

4. 耐震工事

耐震工事については、すべての建物の構造部材の耐震診断を実施し、耐震整備が必要な建物については対応している。また、非構造部材については、必要な改修工事を順次実施しており、令和5(2023)年には、学生食堂天井について耐震改修を実施した。

5. 安全について

地震等の自然災害対策としては、教職員による消防訓練を毎年実施している。また、令和5(2023)年度には、学生を対象とした緊急地震速報対応訓練を実施している。なお、災害発生時の非常食として、乾パンや水等を備蓄している。

学内においては、学生や教職員の生命、身体の安全を図るため、第1体育館、学生食堂にAED(自動体外式除細動器)を設置し緊急時に備えている。

なお、危機管理については、「危機管理基本マニュアル」に基づき、危機管理のための体制を組織するとともに、緊急時の対応について細部を定めている。

6. 情報サービス施設

本学の情報サービス施設及びIT環境は、活用に必要な整備数やコスト配分等を考慮した上で適切に整備している。

現在整備されている教育用PCは、コンピュータ教室、開放端末室、マルチメディア教室、ラーニング・コモンズに設置され、授業の内容によって有効に利用されているほか、空き時間には、課題調査やレポート作成等に活用されている。なお、設置しているPCについて、ハードウェア、ソフトウェアの更新を適切に実施している。なお、令和5(2023)年度には、二つの教室に新たにマルチメディア機器を設置し、マルチメディア教室としている。

開放端末室には情報相談窓口（ヘルプデスク）を設置しており、相談員が常駐し、学生のPC操作及びコンピュータトラブルなどに対応しており、また、問合せ等を受け付けるだけでなく、情報発信も行なっている。これにより、学生の利便性向上はもちろんのこと、ITリテラシーの向上にも寄与する機能を果たしている。

○情報基盤の提供について

・ネットワーク基盤

館林地区、太田地区、学外にあるデータセンターの3拠点を専用回線（WAN回線）で結び、イントラネット環境を構築している。また、インターネット環境においては、館林地区からインターネット回線を結んでいる。建物間への接続は、太田地区においてはコンピュータセンター内の電算機室より、各棟に光ファイバーでLANが接続され、各棟内では屋内配線でクライアントノードを構成している。学内設置のどのPCからでも、学内ネットワーク、インターネットの利用が可能である。また、ラーニング・コモンズ、学生食堂については、無線LAN環境を整備しており、学生の利便性向上を図っている。さらに、経済学部2号館にはWi-Fi接続が可能な教室を配置して、学生が大学内で遠隔授業を受講できる環境を整えている。

・セキュリティ基盤

本学ネットワーク環境を構成する機器のリプレースやソフトウェアの更新については、必要に応じた事業計画化及び対応を随時行なっている。またセキュリティパッチの適用等のセキュリティ管理と合わせ、システムへの不正アクセス、データの不正利用、漏洩、改ざんなどについてのセキュリティの監視を実施している。これらの対策により、機器故障時の耐性強化による業務継続性の向上、ネットワーク不正攻撃からの防御、セキュリティレベルの強化を図っている。また、外部からの攻撃を回避するために、ファイアウォール機を設置し、ユーザーの不正アクセスを防ぐためのユーザー認証を行なっている。

物理的なセキュリティ対策だけではなく、セキュリティリスク・対策に関する、標的型サイバー攻撃等の最新の情報・動向を学内外から収集し、標的型不審メール等による被害を防ぐための対策、啓発活動なども行なっている。また、入学時オリエンテーションでは、新生入生向けにネットライセンス講習会を開催し、学生のセキュリティに関する知識と意識

向上に努めている。

○ユーザー利用サービスについて

・ファイルサービス

学内ネットワーク上に教員用・学生用ファイルサーバを設置し、個人ファイルの保存ができるようになっている。また、申請によって教員や学生が共有のフォルダを作成することができ、共同学習における利便性を高めている。

・メールサービス

学生を対象としたメールサービス環境は、グーグル社のGmailサービスで構築されている。このサービスは、強力な迷惑メールフィルターが標準で備わっており、インターネット経由で学外からの利用も可能であることから、学生の利便性は高い。

・グループウェアサービス

本学では、学内での学生・教職員相互のコミュニケーションをより充実させるために、2種類のグループウェアサービスを導入している。

①学生向け総合ポータルシステム（eSquare）

大学内での学生・教員・職員のコミュニケーションをより充実させることを目的として導入したeSquareは、平成10(1998)年度以降、継続して運用している。

eSquareは、インターネット経由で学外からの利用も可能であり、また、令和4(2022)年度の刷新時には、ほぼすべてのコンテンツをスマートフォン対応しており、学生の利便性向上を図っている。

eSquareには、講義や演習の情報（シラバス）が掲載されており、これらの情報は学生が授業科目やセミナー・演習系科目を選択する際の参考となるものである。また、教員側から学生に授業資料の提示や参考文献の紹介などを行なうことができる「授業資料」、学生側から教員に質問することのできる「授業Q&A」、課題の提出に使うことが出来る「課題提出」等の機能も、授業単位で備えられている。課題提出・授業資料共に提出履歴、参照履歴を学生、教員の双方で確認可能となっている。さらに、学生相互の意見交換が可能なプロジェクト機能や、授業中に小テストやアンケート実施できるクリッカー機能も備えている。

eSquareには、学生がコンピテンシーを身につけることを支援する「eCompetency」の機能が備わっており、コンピテンシー育成プログラムにおいて教職員と学生が利用している。学生は、自己管理シートに1年間の活動の目標と計画を登録し、随時その活動の内容、行動の記録を入力、管理している。

eSquareでは、教職員から学生にメールや掲示を配信することができる。学生が登録したメールアドレス（スマートフォン・PC）から、配信情報に直接関係ある学生を配信先として指定して、休講情報、学生呼び出しを送信することができる。また、電子掲示板では、履修、授業、試験に関する連絡、各グループからの連絡、アルバイト情報等を随時掲示している。WEBによる履修登録や、本学にきた求人情報を検索・閲覧できる機能も備えており、学生の利便性向上を図っている。

②Microsoft Teams

コロナ禍となった令和2(2020)年以降、遠隔授業を実施するツールとしてMicrosoft Teamsを利用している。現在では、遠隔授業はほとんど行われていないが、Teams内に、大学生向けITサポートチームを作成し、学生のITに関する問合せ対応やマニュアル管理等の目的等で活用している。学生がITに関する質問がある場合は、問合せフォームから問合せが可能となっており、また、学生向け遠隔授業マニュアルやネットワークマニュアルなどを参照できる他、IT関係の講習会案内や連絡事項を投稿し、全学生に共有している。

○その他のサービス

- ・IT活用状況調査（ユーザ満足度調査）

教職員および学生に対して、IT活用状況調査（ユーザ満足度調査）を毎年度実施し、システムの活用状況および要望や、IT活用の実態やトレンドに対する意識の把握をし、毎年策定している事業計画に反映している。

7. その他

- ・学生駐車場、駐輪場

学生のための駐車場・駐輪場を設置しており、十分な収容スペースを確保している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

関東学園大学松平記念図書館の蔵書数は240,440冊、逐次刊行物2,504種である。図書館2階のラーニング・コモンズ等を、セミナー・演習系科目を中心に活用している。

学生が利用するPCについては、コンピュータ教室、開放端末室を中心に設置しており、データサイエンス教育プログラム関連の授業を中心に活用している他、MOS（Microsoft Office Specialist）資格取得のための講習会等で活用している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリーの施設は、学生の利用率が高い経済学部2・3号館、コンピュータセンター、図書館、学生食堂、第1・2管理研究棟となっている。また、第1管理研究棟1階には、障がい者用トイレを設置している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業科目について同時に授業を行なう学生数は、授業の方法、設備、教育効果を考慮して、適切な人数となるよう管理している。例えば、必修の英語科目については、教育効果の観点から、クラスごとの履修者数を設定したクラス編成を行ない、授業を実施している。少人数のセミナー・演習系科目においては、学生の希望などを踏まえた上で、適切な人数になるようバランスを考慮したクラス編成を行なっている。

教室については、履修者数に応じた適当な教室への変更、回ごとの授業内容に応じた教室に変更するなど、臨機応変な対応を行なっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】 ネットワークマニュアル大学生向け

【資料 2-5-2】 ネットワークマニュアル教職員向け

【資料 2-5-3】 2024 年度授業別受講者人数表

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究環境を補完する施設設備等は定期的に予防保全の診断を行ない、その結果に基づいて整備に努め、快適な空間を維持していきたい。

情報基盤整備については計画的に実施し、学生のニーズ、システムの維持・管理、コスト削減、また予算を平準化するための観点から、中期の情報化計画を立て整備を行なっていく。

学生の IT リテラシーを育成・向上するため、平成 14(2002)年度より本学の学生を情報相談窓口のアルバイトとして採用している。作業内容としては開放端末室内の情報相談窓口で、学生からの問い合わせへの対応や、システムセンターが教室等の PC リプレースや OS 入れ直し作業を行なう際の補佐を行なう。今後は、その担当範囲を徐々に拡大し、課外講習である Microsoft Office の使い方講習の補助等、学生が課外で IT 能力を育成・向上するための機会をさらに広げていく予定である。

安全な教育研究環境を維持するための管理を適切に行ない、建物の改修、バリアフリー対策を進めていく。また、必要に応じて適切な整備を行なっていくとともに、学生の満足度向上に寄与する施設整備の充実を図る。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学習支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学習に対する学生の意見を調査するため、毎年 2 回（前記・後期）、全授業科目を対象として、「授業評価アンケート」を実施し、学生の授業に関する意見をくみ上げている。また、令和 5(2023)年度末に実施した「学生満足度調査」では、学科・コースの学び、希望する科目、履修相談等「学習支援」に関する幅広いテーマに関して学生の意見・要望の把握に努め、必要な対応を図っている。

さらに、「ユーザ満足度調査（IT 活用状況調査）」も毎年継続して実施しており、学習支援や学内の IT 環境についての学生の意見・要望の把握に努めている。

上記の調査・分析の結果については、関係する部署で共有し、学習支援をより充実させることや、学内の IT 環境の整備を検討するために活用している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

令和5(2023)年度末に実施した「学生生活満足度調査」では、学生生活、大学行事、部活動・サークル活動、生活支援等「学生生活」に関する多岐にわたるテーマについて学生の意見・要望の把握に努めるとともに、学生の生活環境の改善・整備など必要な対策を講ずることにより学生の満足度の向上に努めている。

さらに、セミナー・演習科目担当教員は、面談の機会などを利用した学生の意見・要望等の把握にも務めており、担当教員と関連部署が情報を共有し、学生の満足度向上と問題の早期発見・改善に役立っている。

2-6-③ 学習環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学習環境については、「卒業生意識調査」及び「学生満足度調査」等によって、学生の意見・要望の把握に努めている。また、セミナー・演習系科目担当教員も、面談の機会等を利用して、学生の意見・要望の把握に努めており、把握された意見・要望については関係する部署で共有し、学習環境を向上させるための検討に活用している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】 2023 年度学生委員会議事録

【資料 2-6-2】 2023 年度授業評価アンケート結果

【資料 2-6-3】 2023 年度 IT 活用状況調査（ユーザ満足度調査）結果報告

【資料 2-6-4】 2023 年度卒業生意識調査

【資料 2-6-5】 2023 年度学生満足度調査結果報告

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

大学に対する学生のニーズが多様化していることを踏まえると、学習支援に関する学生の意見・要望、学生生活に関する学生の意見・要望、学習環境に関する学生の意見・要望を絶えず把握していくことが重要である。そのため、これまで実施してきた「授業評価アンケート」、「ユーザ満足度調査（IT 活用状況調査）」、「卒業生意識調査」及び「学生満足度調査」等の調査を引き続き実施していく。

また、セミナー・演習系科目担当教員や授業担当教員、各部署の職員が、日常的な学生との関りや対話の中で、学生が大学に何を求め、何に満足していないのか等について把握することができるよう努めていく。

【基準 2 の自己評価】

本学では教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を定めており、建学の精神やアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を適切に周知している。また、入学者の受入については、本学のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）に則して適切に入学者選抜を実施している。

入学定員に沿った適切な学生受入数の維持については、十分な状況ではない。そのため、今後も「募集委員会」を中心とした全学的な募集広報活動の取り組みを推し進めていく。

学習支援体制の整備については、全学の教育に関する基本的事項を審議・総合調整する機関として設置されている「教務委員会」が中心となり、教員と職員等が協働して適切に実施している。

キャリア支援の体制については、「就職委員会」が中心となり、教育課程内外を通じて学生の社会的・職業的自立に関する支援を実施している。

学生サービスについては、「学生委員会」が中心となって、教員と職員が連携して多様な側面から学生生活の安定のために必要な支援を適切に行なっている。

学修環境の整備については、大学設置基準の定めを十分に上回る校地、校舎を有しており、緑豊かなキャンパスとして教育研究活動に適した環境となっている。各種の施設設備等の安全については、適切に維持・管理、法定点検、保守等を実施している。

学生の意見・要望の把握については、「授業評価アンケート」、「ユーザ満足度調査（IT活用状況調査）」、「卒業生意識調査」、「学生満足度調査」等の調査によるほか、セミナー・演習系科目担当教員の面談等を通じて意見・要望の把握に努めており、かつ、それらに対して適切な対応を講じている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、教育目的を踏まえ、経済学科・経営学科ごとにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を次のように定めている。

（経済学科）

1. 教養教育を通じて、幅広い教養とコミュニケーションスキル、情報リテラシーなどの汎用的技能を身に付けていること
2. 経済学の基本的な知識を修得し、自ら主体的・積極的に社会で生起する経済的課題を幅広い視点から発見し解決できる能力を身に付けていること
3. 少人数のゼミナール教育やさまざまな活動を通じて、協業、リーダーシップ、論理的思考力などのコンピテンシー(社会対応力)及び国際的協調の態度を身に付けていること
4. 経済学科に設置するコースのカリキュラムにおいて専門的知識を深め、キャリア教育で職業観を形成し、地域社会の現実的要請に応じることのできる実践力を身に付けていること

(経営学科)

1. 教養教育を通じて、幅広い教養とコミュニケーションスキル、情報リテラシーなどの汎用的技能を身に付けていること
2. 経営学の基本的な知識を修得し、自ら主体的・積極的に企業やその他の組織体の経営に関わる問題を幅広い視点から解決できるようなマネジメント能力を身に付けていること
3. 少人数のゼミナール教育やさまざまな活動を通じて、協業、リーダーシップ、論理的思考力などのコンピテンシー及び国際的協調の態度を身に付けていること
4. 経営学科に設置するコースのカリキュラムにおいて専門的知識を深め、キャリア教育で職業観を形成し、地域社会の現実的要請に応じることのできる実践力を身に付けていること

これらのディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）については、大学ホームページに明示して、周知を図っている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学では、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を踏まえ、単位認定基準や卒業認定基準を明確に定めており、それらの基準を厳正に適用している。

○単位認定、成績評価、進級基準

経済学部における単位認定については、関東学園大学学則第 5 章、経済学部履修細則第 5 章に定められている。「定期試験は、原則として筆記試験とし、前期後期の 2 回行なう。」（経済学部同細則第 18 条）、「単位の認定は、原則として定期試験によって行なう。」（同 20 条）と定めている。この規定に基づき、各教員が科目や教育方法の特質に応じ、試験のほか、レポート等を加味しながら総合的に評価している。また、各授業科目の評価基準は、シラバスに明記している。成績は、100 点～80 点を A、79 点～70 点を B、69 点～60 点を C、59 点以下を D とし、A・B・C を合格としている（同 19 条）。

また、学修の成果を評価するため、GPA(Grade Point Average)制度を運用している。GPA は、学内表彰（学長賞）等の決定や特待制度の継続可否の判定の際、学修の成果を厳正に評価するために活用している。なお、本学では、進級基準は特に定めていない。

○卒業要件

卒業要件は、関東学園大学学則第 7 章、経済学部履修細則第 2 章に定められている。卒業必要単位は、基礎科目 20 単位、一般教育科目 24 単位、専門教育科目 84 単位の合計 128 単位である（経済学部履修細則第 3 条）。

また、学則第 22 条第 1 項「本学に 4 年以上在学し、所定の課程を修めた者には教授会の議を経て学長が卒業証書を授与する。」、第 2 項「卒業に必要な単位の修得に関する細則は

別に定める。」と定め、これらの規程を厳正に適用している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

【資料 3-1-2】 関東学園大学学則

【資料 3-1-3】 経済学部履修細則

【資料 3-1-4】 関東学園大学 2024 学生便覧

【資料 3-1-5】 関東学園大学 2024 学生便覧(付録)

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

経済学科・経営学科ごとのディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）については、今後も学内外への周知に努めていく。

単位認定基準や卒業認定基準については、明確に定められており、学生への周知も図られている。今後も、これらの基準の厳正な適用に努めていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、教育目的を踏まえ、学科ごとにカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を定めている。また、これらのカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）は、大学ホームページにて明示し、周知を図っている。

経済学科カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

1. 本学の教育方針及び本学科のディプロマ・ポリシーを実現するために、基礎科目、一般教育科目、専門教育科目を1年次より体系的に配置する。
2. 幅広い視野と豊かな人間性を培うために、多様な一般教育科目を設置する。
3. 社会人としての意識、態度や行動力を養い、コミュニケーションスキルや情報リテラシーを高めるための基礎科目、一般教育科目を設置する。また、社会人として活躍できる行動特性の獲得・向上を図るため、コンピテンシー育成プログラムを用意する。
4. 経済学の基礎を広く学ぶために、理論、歴史、政策の三分野に概論的な専門教育科目を設置する。その上で、さらに専門性を高めるため、各コースの特徴に応じた専門教育科目を設置する。

5. ビジネスパーソンとして有用な知識・技能の修得に向けた専門教育科目と課外講座を設置する。
6. 経済に関する問題発見・解決能力を、自主的・実践的・総合的に向上させるために、プロジェクト型研究を行う専門演習を設置する。

経営学科カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

1. 本学の教育方針及び本学科のディプロマ・ポリシーを実現するために、基礎科目、一般教育科目、専門教育科目を1年次より体系的に配置する。
2. 幅広い視野と豊かな人間性を培うために、多様な一般教育科目を設置する。
3. 社会人としての意識、態度や行動力を養い、コミュニケーションスキルや情報リテラシーを高めるための基礎科目、一般教育科目を設置する。また、社会人として活躍できる行動特性の獲得・向上を図るため、コンピテンシー育成プログラムを用意する。
4. 経営学と会計学の基礎を広く学ぶために、経営管理、マーケティング、簿記・会計の三分野に概論的な専門教育科目を設置する。その上で、さらに専門性を高めるため、各コースの特徴に応じた専門教育科目を設置する。
5. ビジネスパーソンとして有用な知識・技能の修得に向けた専門教育科目と課外講座を設置する。
6. 経営に関する問題発見・解決能力を、自主的・実践的・総合的に向上させるために、プロジェクト型研究を行う専門演習を設置する。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、経済学科・経営学科ごとに専門教育を行っており、大学の教育目的を踏まえ、経済学科・経営学科のそれぞれがディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を定めている。そして、それらのディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に即して、経済学科・経営学科ごとのカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）が策定されており、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）との一貫性が確保されるよう配慮したものとなっている。

令和6(2024)年4月には、カリキュラム・マップおよびカリキュラム・ツリーを策定した。カリキュラム・マップは、各授業科目とディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）との関係を示し、カリキュラム・ツリーは、それぞれの授業科目のつながりや体系性をディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）と関連付けて示すものとして作成されている。カリキュラム・マップおよびカリキュラム・ツリーについては、学生向け総合ポータルシステム（eSquare）で公表しており、学生への周知を図っている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

経済学部の教育課程は、「基礎科目」、「一般教育科目」、「専門教育科目」の3つの科目群に大別されている。これらの科目群は、次のように体系的に編成されている。

基礎科目は、主に1・2年次に履修する授業科目により構成され、大学での学修に必要な基本的素養や社会に出て役に立つスキルを身に付けるための科目群として編成している。基礎科目の授業科目としては、1・2年次の必修科目であるセミナー科目、情報関連科目、

キャリア関連科目、外国語科目、保健体育科目の5つの科目群に体系的に編成している。

一般教育科目は、主に1・2年次に履修する授業科目により構成され、現代人としての基本的教養や専門分野への導入となる科目群として編成している。一般教育科目としては、人文科学、社会科学、自然科学の各分野の科目や特殊講義科目といった科目群に体系的に編成している。

専門教育科目は、学科が対象とする学問領域を、より専門的に学ぶための科目群として編成している。専門教育科目については、広範囲にわたる経済・経営科目の履修を通じて専門的な知識を身に付けるとともに、少人数クラスでの演習科目によって、学生のコンピテンシーを高め、幅広い視点から経済・経営に関わる問題を、論理的・実践的に解決できる能力を修得できるよう編成している。

専門教育科目については、経済学・経営学においてそれぞれコアとなる科目を必修科目とすることで、学生がいずれのコースに所属しても、経済学・経営学において中心的な役割を担う専門知識を修得することができるよう編成している。経済学科の専門教育科目においては「経済学入門ⅠおよびⅡ」「ミクロ経済学」「マクロ経済学」の計4科目16単位を必修科目に指定し、経済学の基礎理論全般を学修できるよう編成している。また、経営学科の専門教育科目においては「企業と仕事ⅠおよびⅡ」「組織と経営ⅠおよびⅡ」「マーケティング基礎ⅠおよびⅡ」「会計基礎ⅠおよびⅡ」の計8科目16単位を必修科目に指定し、経営学の基礎理論全般を学修できるよう体系的に編成している。

3-2-④ 教養教育の実施

本学の教養教育は、主に「基礎科目」及び「一般教育科目」において実施されている。これらの区分に属する授業科目については、両学科に共通した授業科目として開講しており、本学学生が受ける教養教育に偏りが生じないよう配慮している。

本学は、教養教育の基礎となる初年次教育の重要性について早くから認識している。平成7(1995)年度より、1年次必修のセミナー科目である「フレッシュマンセミナー」を導入し、高校教育から大学教育への円滑な移行や大学生活のスタートが順調に切れるよう、フレッシュマンセミナーを担当する教員が中心となり学生を支援している。

また、教養教育の実施体制については、教務に関する基本的事項を検討する「教務委員会」の下に、「基礎科目」及び「一般教育科目」について検討する「教養教育部会」が置かれている。「教養教育部会」は、「基礎科目」及び「一般教育科目」を担当する教員で組織され、この委員会において本学の教養教育の運営や今後の編成方針等の検討を行なっている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教育内容・方法について、次のような工夫を取り入れている。少人数教育を基本とし、通年のセミナー・演習系科目を1年次から4年次まで設置することで、学生の学習面だけではなく、生活面に関しても担当する教員と密接にコミュニケーションが図れる場を確保している。3年次、4年次の演習系科目については、少人数のメンバーで様々なテーマを題材として専門知識や応用力を高める実践的な学習の場としている。4年次では、論文作成の指導も行なっており、さらに、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力の向上も目指して、きめ細かい指導を心がけている。セミナー・演習系科目は、「フレ

「フレッシュマンセミナー」(1年次)、「ソフォモアセミナー」(2年次)、「演習Ⅰ」(3年次)、「演習Ⅱ」(4年次)とし、少人数教育を行なっている。なお、3年次、4年次の演習系科目については選択科目としているが、毎年ほぼ全ての学生が履修している。

1年次必修の「フレッシュマンセミナー」では、コンピテンシーの育成とともに、本学独自に作成した共通の教科書「フレッシュマンセミナー 大学生の学びのガイド」を用いた初年次教育を重点的に行なっている。学生は、「フレッシュマンセミナー 大学生の学びのガイド」により、図書館の利用方法、ITの活用方法、ラーニング・コモンズでの学び方などを身につける。

2年次必修の「ソフォモアセミナー」は、一般教育から専門教育への橋渡しの役割を担っており、ディベート大会への参加等により、学生のコンピテンシー育成を図っている。

3年次の「演習Ⅰ」では、プロジェクト型授業を採用し、専門的な内容の学習に挑ませており、地域経済や企業活動への関心を引き出す工夫が行なわれている演習も見られる。学習プロセスとしては、まず演習クラスごとに担当教員の指導のもとテーマを決め、次にテキストの輪読、データ収集、企業へのヒアリング、見学等を行なった上で、最終的にレポートを作成し発表している。そのプロセスの中では、秋にプロジェクトの中間発表を行ない、年度末に「成果発表会」を全学的に開催して、一年間の研究成果を報告する機会を設けている。

本学では、5つのコースによるコース制を設置しており、各コースには、従来の教授陣に加えて、実務界での豊富な経験を有し、かつ実践的な教育指導ができる実務家教員を配置している。本学のコース制においては経済学科に2コースを設置しており、各コースの内容は、次のとおりである。

「地域経済デザインコース」は、地域経済の活性化の根本である「食と農」・「観光」・「地場産業」の3つの分野を、座学とフィールドワークの両面から学び探究し、地域経済やまちづくりの現場で活躍するビジネスリーダーを育てることを目標とする。また、学生は、フィールドワーク学習による地域活性化についての検討や立案を通じて地域で活躍できる力を培うことを目指す。1・2年次では、経済学の基礎であるミクロ経済学・マクロ経済学を学び、土台の形成を目指す。さらに、「地元」をキーワードとして着地型観光、食と農、伝統的地場産業について理解を深める。3年次では、地元企業へのインターンシップ、プロジェクト型授業に参加して、地域経済の問題に関する調査・研究及びその研究成果の発表を行なう。4年次では、学びの集大成として卒業論文の作成を行なう。

「公共政策コース」は、自ら学び・考える力と態度を身につけ、経済学を基礎とした実践的知識や政策立案能力の学習・修得とコンピテンシー(社会対応力)の練磨・修得に取り組み、地域社会の抱えるさまざまな問題に対処できる人材を育成することを目標とする。また、学生は、エクステンション(課外講座)によって、県や市町村の職員や警察官・消防官となることを目指す。1・2年次では、経済学の基礎を身につけるとともに、採用試験を突破するための基礎学力の向上を課外講座により図っていく。また、公職研究、校外研修、ボランティア活動等を通して、公職への理解を深め、志望する職種を決定する。3年次では、地方自治体等や地元企業へのインターンシップ、プロジェクト型授業への参加により経済学を問題解決・政策立案に応用していく力を身につける。4年次では、卒業論文の作成を行なうとともに、国・都道府県・市町村の職員、警察官、消防官等の採用試験合格を

目指して、受験に挑む。

経営学科には、3つのコースを設置しており、各コースの内容は次のとおりである。

「経営・会計コース」は、企業経営や会計に関する知識と問題発見・解決能力を持ち、企業で活躍できる人材を育成することを目標とする。1・2年次では、経営学・会計学の基礎を幅広く学び、学生がより専門的に学びたい分野を見出せるように促していく。3・4年次では、各学生が興味を持った分野を中心に学習を進めるとともに、演習科目での活動等を通じて、身に付けた知識を実践的に活用できる能力を養うことを目標としている。

「国際ビジネスコース」は、経営学の基礎を学び、グローバルな異文化理解力・コミュニケーション能力の高い国際的なビジネス感覚を身につけた人材を育成することを目標とする。また、学生は、エクステンション（課外講座）によって、実用語学力の向上を目指していく。1・2年次では、経営学の基礎を学ぶとともに、日本人学生と世界各国から来日した留学生で構成される多文化的な環境の下で、国際交流イベントへの参加等の異文化体験を通して、コミュニケーション能力と実用語学力を深める。また、エクステンション（課外講座）によって、日本語能力試験、TOEICの受験を通じて実用語学力を養成する。3年次では、インターンシップ、プロジェクト型授業への参加を通じてコンピテンシーを高めることを目指す。4年次では、卒業論文の作成を行なうとともに、希望する就職、進学目標達成を目指していく。

「スポーツマネジメントコース」は、スポーツビジネスを素材とした経営学の学びを通じて、マネジメント能力を活かし幅広い分野で問題発見や課題解決ができる人材を育成することを目標とする。また、希望する学生は「コーチングアシスタント」や「ジュニアスポーツ指導員」等の資格取得を目指していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】 関東学園大学カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

【資料 3-2-2】 関東学園大学ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

【資料 3-2-3】 関東学園大学学則（別表 授業科目表）

【資料 3-2-4】 2024 年度時間割

【資料 3-2-5】 2024 年度学務分掌

【資料 3-2-6】 関東学園大学教務委員会規程

【資料 3-2-7】 2023 年度教務委員会議事録

【資料 3-2-8】 フレッシュマンセミナー 大学生の学びのガイド

【資料 3-2-9】 2024 年度エクステンション科目一覧

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）は明確に定められており、今後もこの編成方針に沿って、教育課程を体系的に編成していくことに努める。また、カリキュラム・マップおよびカリキュラム・ツリーについては、十分に活用されるよう必要な改訂を行なっていく。

教育内容・方法等の工夫については、これまでに実践しているコンピテンシー育成プログラムを継続し、特にセミナー・演習系科目及びプロジェクト型授業において、学生の

コンピテンシーをより効果的に伸長させることに取り組んでいく。

本学で導入しているコース制については、それぞれのコースが掲げている人材育成の目標を達成することができるよう、必要なカリキュラムの見直しや教育方法の検討・改善に努めていく。また、現行のコースの内容についての検討・改善にとどまらず、地域社会や高校生のニーズを踏まえ、より魅力的な新たなコースの設置について必要な検討を行なっていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、建学の精神及び教育目的に基づいて策定された三つのポリシーを踏まえ、適切な教育課程の編成に努めている。教育課程における各授業科目のシラバスについては、授業の概要を示すとともに、本学の人材養成の目的やコースごとの教育目標を踏まえた当該科目を学ぶ意義や目的と、本学が取り組んでいるコンピテンシー教育と当該科目との関連などについても明示している。さらに、各授業科目のシラバスにおいては、学生が達成すべき到達目標や評価の方法とその基準等を明示しており、学生が当該科目の学習計画を立て、学ぶ意欲を向上させることができるよう配慮している。

学生の履修状況・単位取得状況や学修状況については、教務委員会が中心となって把握しており、学長主催会議や教授会等においても定期的に点検・評価を実施している。また、個々の学生の学修状況については、セミナー・演習系科目担当教員が担当学生の状況を把握しており、定期的実施する面談の中で必要な助言や指導を実施している。

本学では、毎年度、学生に対して「授業評価アンケート」を実施しており、アンケート結果を各教員が授業改善に活かすこととともに、本学の教育目標の達成状況を点検・評価することに活用している。「授業評価アンケート」では、例えば、当該科目履修選択の理由、授業時間外での学習状況、シラバスの活用状況、新たな知識を得られたか、コンピテンシーは向上したか等の設問を設定しており、アンケート結果から教育目標達成の状況を点検・評価したり、課題・問題点を見出したりすることに努めている。また、卒業生に対する「卒業生意識調査」も実施しており、調査結果に基づき本学の教育目標の達成状況の点検・評価を実施している。

学生の資格取得状況については、各コース・プログラムと学生支援センターが連携して取得状況を把握している。また、本学で取得を推奨・サポートしている MOS (Microsoft Office Specialist) 資格については、教務委員会、学生支援センター、インストラクターが連携して講習会の実施や個々の学生の学習進捗状況・取得状況の把握を行なっている。

学生の就職状況については、「2-3. キャリア支援」で述べたように、就職委員会が中心と

なって、キャリア教育科目の学習状況、各種の就職支援プログラムへの参加状況、就職活動と内定獲得の状況等を把握している。また、これらの状況については、学長主催会議や教授会等においても定期的に点検・評価を実施している。

本学では、令和6(2024)年度4月、三つのポリシーが適切であるか、教育課程が三つのポリシーに則して適切なものであるか、三つのポリシーの達成状況や学生の学修成果を確認・評価し、改善につなげることを目的として「関東学園大学アセスメント・ポリシー」を策定した。今後は、「関東学園大学アセスメント・ポリシー」によって、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価がより適切なものとなるよう全学的に取り組んでいく。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教育内容・方法の点検・評価と改善のために、学生による「授業評価アンケート」を毎年度の前期・後期にそれぞれ実施している。授業評価アンケートは、FD推進委員会等が中心となって実施し、アンケートの調査結果はそれぞれの授業を担当する教員にフィードバックされ、各教員が担当科目の授業内容や運営方法の改善に向けた指標として活用されている。また、全体のアンケート調査結果については、学長主催会議や教授会等においても共有されており、教育内容・方法を改善するためのフィードバックを図るための検討を定期的に行っている。

さらに、授業評価アンケートの調査結果は、毎年度定期的に行っている「FD研究会」のための基礎データとしても活用しており、FD研究会において、教員同士による授業改善のための意見交換や改善案の運用のために活用されている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】 2023 年度学長主催会議議事録

【資料 3-3-2】 2023 年度経済学部教授会議事録

【資料 3-3-3】 2023 年度授業評価アンケート結果

【資料 3-3-4】 2023 年度資格取得状況一覧

【資料 3-3-5】 2023 年度 FD 研究会開催一覧

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的達成状況の点検・評価のため、学生による「授業評価アンケート」や「学生満足度調査」、卒業生に対する「卒業生意識調査」については、今後も継続して実施していく。これまでも、質問項目の見直しや、マークシート方式で実施していた調査をオンライン回答方式へと変更する等の改善を行ってきたが、今後も必要な調査内容・方法の見直しを実施していく。

また、今後は、令和6(2024)年度4月に策定した「関東学園大学アセスメント・ポリシー」によって、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価がより適切なものとなるよう全学的に取り組んでいく。

【基準3の自己評価】

本学では、大学の教育目的を踏まえ、経済学科・経営学科のそれぞれがディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を定めている。そして、本学のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を踏まえ、単位認定基準や卒業認定基準を明確に定めており、それらの基準を厳正に適用している。また、それらのディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に即して、経済学科・経営学科ごとのカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）が策定され、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）との一貫性が確保されている。

本学のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）は、適切に周知されており、教育課程はカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に沿って、体系的に編成されている。また、教育課程の実施にあたっては、教養教育を適切に実施し、コースの設置、「エクステンション（課外講座）」の開講、セミナー・演習系科目の実施等の工夫を取り入れている。

学習成果の点検・評価については、令和6(2024)年度4月に策定した「関東学園大学アセスメント・ポリシー」により、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価がより適切なものとなるよう全学的に取り組んでいく。

基準4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

「基準項目4-1を満たしている。」

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の業務執行上の重要事項は、学長が主催する学長主催会議で教授会に付議するか否かが協議される。付議された重要事項について教授会の審議を経て、学長による意思決定がなされ、実行に移されるなど学長のリーダーシップが発揮されている。

教授会は、「関東学園大学教授会規程」において定められている教育研究に関する次の事項について、学長が決定を行なうに当たり意見を述べるものとしている。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

(4) 学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長の下には学長主催会議が設置されており、学長主催会議は、大学の教育研究及び学務の運営に関する事項や各委員会等からの答申を検討した上で教授会へ付議するか否かを調整している。学長主催会議は学長、副学長、学部長、学科長で構成されるが、学長は議事の必要により教務委員長、就職委員長、学生委員長、募集委員長、事務長及びその他必要な者の出席を求めることができる。学長は、議長として学長主催会議を毎週開催しているが、必要に応じ随時開催している。大学としての意思決定は、学長主催会議において協議し、教授会の議を経て、学長が行う。

本学では、副学長を置き、その職務を学長の職務を助けると規定し(学則第 34 条(2))、大学の主要な会議に出席している。

また、入学者の合否判定に関することに必要な事項を定めることを目的として学長の下には学長、副学長、学部長、学科長で構成される合否判定学長主催会議が設置されており、入学を許可する者の決定は、学長より委嘱された専任教員から成る合否判定委員会に諮った上、合否判定学長主催会議において協議し、教授会の議を経て、学長が行う。学長は、必要と認めた者の合否判定学長主催会議への出席を求めることができる。

以上のような仕組みの下、大学としての意思決定は学長によってなされている。

教授会については、関東学園大学教授会規程に基づいて、適切に運営されている。また、学長の諮問機関として各種委員会が設置されている。委員長や委員は学長が副学長、学部長、学科長と協議の上委嘱する。この各種委員会においては、学長から諮問された事項について答申し、その答申された内容は学長主催会議を通して教授会に付議されることになる。ただし、合否判定委員会から答申された内容は合否判定学長主催会議を通して教授会に付議される。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の事務組織及び事務分掌については、学園法人の「関東学園事務組織規程」及び「関東学園事務分掌規程」に定められている。法人には、学園事務局が設置され、総務課、管財課、予算課、会計課、企画広報室などが配置されている。学園事務局では、学園全体(大学、短大、附属高校)に係る事項(職員の人事や福利厚生、施設管理、予算、広報等)について、事務分掌している。大学の事務組織は、事務長の下に、学生支援センター及び国際交流センター、広報室が設置されている。各組織が分掌する業務については、「関東学園事務分掌規程」により定められており、それぞれの組織に、専任職員の兼務配置を含め、専任職員 8 名、パート職員 2 名、派遣職員 2 名が配員され、業務を遂行している。また、職員の採用については、「関東学園就業規則」に則り、寄附行為細則に基づき採用される。昇任や異動については、大学内だけにとどまらず学園事務局及び系列高を含む職員全般の配置・能力等を考慮して検討されている。

各委員会の議長は、必要に応じて関係のある教職員の委員会への出席を求めることができる。また、就職委員会においては学生支援センター職員が委員として委員会に参画している。このように、教員と職員の協働による体制を整備している。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料4-1-1】 関東学園大学学長主催会議規程
- 【資料4-1-2】 2023年度学長主催会議議事録
- 【資料4-1-3】 関東学園大学学則
- 【資料4-1-4】 関東学園大学教授会規程
- 【資料4-1-5】 2023年度経済学部教授会議事録
- 【資料4-1-6】 関東学園大学合否判定学長主催会議規程
- 【資料4-1-7】 2023年度合否判定学長主催会議議事録
- 【資料4-1-8】 関東学園大学合否判定委員会規程
- 【資料4-1-9】 2023年度合否判定委員会議事録
- 【資料4-1-10】 2024年度学務分掌
- 【資料4-1-11】 関東学園事務組織規程
- 【資料4-1-12】 関東学園事務分掌規程
- 【資料4-1-13】 関東学園就業規則
- 【資料4-1-14】 関東学園稟議規程

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメントの運用においては、学長の最終的な意思決定により求める成果を得ることが重要であり、学長が自らの判断で決定し実施できるような補佐体制を堅持していく。そのためには、学長及び学長主催会議、合否判定学長主催会議と教授会や各委員会等との間での緊密なコミュニケーションが重要である。大学の主要な業務である教学、就職支援、学生生活に関わる現況や課題については、常時、副学長をはじめ、学部長、学科長、教務委員長、就職委員長、学生委員長、募集委員長との間で情報を共有し協議を行っており、今後も、以上のような教学マネジメントの機能維持に努めていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の専任教員は教授18人、准教授8人、講師3人、計29人であり、大学設置基準上の必要教員数を満たしている。

学科別には、経済学科11人および経営学科14人を専門教育科目担当教員として配置し、それぞれの収容定員に照らして、その配置は適切である。また、一般教育担当教員4人の専任教員を配置している。

専門教育科目の基幹科目について、経済学科においては、「経済学入門Ⅰ」「経済学入門

Ⅱ」「ミクロ経済学」「マクロ経済学」(各 4 単位)を必修科目とし、経営学科においては「企業と仕事ⅠⅡ」「組織と経営ⅠⅡ」「マーケティング基礎ⅠⅡ」「会計基礎ⅠⅡ」(各 2 単位)を必修科目としている。これらの必修科目を准教授以上の専任教員が担当することにより、教育目的の実現を図っている。

教員の採用・昇任については、「関東学園大学教員資格審査委員会規程」、「関東学園大学教員資格審査基準」及びその細則として「関東学園大学教員資格審査基準細則」を定めており、適切に運用されている。

教員の採用については、本学が求める教員像を踏まえ上記の規程に基づいた「教員資格審査委員会」における教育活動・研究業績等の審査等を経て採用の可否を決定している。なお、本学が専任教員の採用にあたって求める教員像は次の 4 点である。

- (1) 「敬和・温順・質実」という建学の精神、本学の使命・目的、ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)に賛同し、その実現に向け行動できる者
- (2) 大学での教育の礎となる研究業績あるいは実務経験を有し、教育・研究活動に熱意を持って取り組む者
- (3) 学生のコンピテンシーを伸ばすためのアクティブ・ラーニングの実施にあたり、多様なテーマの設定と実践的な教育を行なうことができる優れた能力を持つ者
- (4) 本学の組織運営に参画し、さらに、地域や社会との連携活動に積極的に取り組む者

本学では、教育・研究業績の優れた研究者のみならず、実学志向の授業科目を効果的に実施するため、実務界での豊富な経験を有し、かつ実践的な教育指導ができる実務家教員の採用にも努めている。また本学では語学科目はもちろんのこと、専門科目についても人種、国籍、性別を問わず採用を行なっている。

また、本学では、定年を超えた年齢の者で学内及び学外から法人が特に必要と認めた教員を特任教員として任期を定めて採用している。特任教員については、「特任教員に関する細則」等の規程を定めており、規程に基づいて任用の可否を決定している。

教員の昇任については、研究能力・研究業績とともに教育能力を基本として、原則として一定の経験年数を有する者を対象として、「関東学園大学教員資格審査委員会規程」に基づいた「教員資格審査委員会」における教育活動・研究業績等の審査等を経て昇任の可否を決定している

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、FD に関して以下の 4 点に立脚し、組織的な授業改善の取り組みを実施している。

- (1) 教員は、学生が授業をどのように評価しているのかを理解した上で授業改善に当たる。
- (2) 学生が満足できる授業を行なう。満足できる授業とは、学生が内容を理解し、知的欲求が満たされる授業である。
- (3) 教員が互いの授業を見学することを義務付ける。

(4) 見学した授業から、何が学生の満足度につながっているか、何が自己の授業に不足しているかを考え、それを授業の改善につなげる。

本学では、平成 16(2004)年度より、継続して学生に対して「授業評価アンケート」を実施しており、教育目的の達成状況を点検評価するとともに、教育内容・方法の改善を図っている。対象授業全体の結果は大学ホームページで公開している。各授業のアンケート結果については、教員に個別に報告され、その結果に対する学生へのコメントを提出する。担当教員によるコメントの記入事項は「アンケートデータから分かること（良かった点、悪かった点等）」及び「次年度以降改善していくこと」である。各授業のアンケート結果と担当教員によるコメントは、紙媒体のものを学生支援センターと図書館へ配置し学生が自由に閲覧できるようにしている。このようなアンケートからのフィードバックにより、各教員は授業の改善を行っていく。さらに、「学生満足度調査」や「卒業生意識調査」を実施し、教育目的の達成状況について点検評価し、教育の内容などについて改善を図っている。

また、平成 21(2009)年度以降、毎年 2~3 回のペースで「FD 研究会」を開催しており、授業改善に向けた教員同士による意見交換を重ねている。実施状況は次の通りである。

FD 研究会の実施状況

年度	前・後期	開催日	テーマ
令和 3 (2021)年度	前期研究会	6 月 16 日	講義における学生満足度向上のための取り組み
	後期研究会	11 月 24 日	意見交換会：学生個人の習熟度を把握するための取り組み
令和 4 (2022)年度	前期研究会	7 月 20 日	講義における学びの評価、学生の理解度を高めるための取り組み
	後期研究会	12 月 7 日	意見交換会：学生個人の習熟度を把握するための取り組み
令和 5 (2023)年度	前期研究会	7 月 19 日	学びについての満足度を高めるための取り組みについて
	後期研究会	12 月 16 日	学生個人の習熟度を把握するための取り組み

また、平成 21(2009)年度より、他の教員の授業見学を通して自身の授業を客観的に見つめ直すことにより授業改善を図ることを目的とした公開授業を実施している。この公開授業は、本学の全教員を対象に実施されており、専任教員は指定された授業の見学が義務付けられている。教員は見学の後、見学した授業に対するコメントや、自身の授業に参考になる点等を報告書にまとめて提出する。これを踏まえて、公開授業後に開催される FD 研究会で、授業見学の対象となった教員の報告をもとに教員同士のディスカッションが行われ、教育内容・方法の改善が図られる。

さらに、担当教員以外の第三者によるシラバス確認を行い、シラバスの適正さを確保するとともに、教育内容・方法の改善を図っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-2-1】 令和6(2024)年度学部・学科別教員数

【資料4-2-2】 令和6(2024)年度専任教員の年齢別構成

【資料4-2-3】 関東学園大学学則 別表 授業科目表

【資料4-2-4】 関東学園大学教員資格審査委員会規程

【資料4-2-5】 関東学園大学教員資格審査基準

【資料4-2-6】 関東学園大学教員資格審査基準細則

【資料4-2-7】 特任教員に関する細則

【資料4-2-8】 学校法人関東学園中期計画(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度授業計画)

【資料4-2-9】 2023年度授業評価アンケート結果

【資料4-2-10】 2023年度卒業生意識調査

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

本学は、経済学科2コース、経営学科3コースのコース制を運用しているが、引き続きそれぞれのコースの教育課程がより充実したものとなるよう、必要に応じた教員配置の調整や変更を柔軟に行なっていくことに努める。教員の採用においては、審査対象教員と同じ専門領域を持つ専任教員が不在の場合には、関連する専門領域を持つ専任教員が協力することによって、適切な審査が行なわれるように配慮していく。「授業評価アンケート」とそれに加え「学生満足度調査」や「卒業生意識調査」から得られた結果を、授業の改善へと繋げるための方策を考えるとともに、本学学生が満足した授業が、どのような視点から評価されていたのかについての検証を続けていく。このような問題意識を背景として実施された「FD研究会」は、今後も継続して開催していく。さらに、これまでのFD活動から得られた授業改善に向けた調査や論議の結果に基づき、授業改善をより有効的に実現するための取り組みを、全学的に実践していくことに努める。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学連盟主催のオンデマンド配信による講演会や説明会を職員全員が視聴することで、文部科学省の施策、大学業務運営、補助金制度等について、理解を深めている。

また、職員ごとの資質・能力向上のための研修はOJTを中心として行なっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】 2023 年度教職員研修参加一覧

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

効率的な業務遂行体制や職員の能力向上を図るとともに、大学運営を行なうための広い見識と専門性を育成するために SD 研修の拡大を図る必要がある。

また、FD 研修と SD 研修を合同で開催し、教職協同体制をさらに進める必要がある。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、専任教員に対して、研究課題を遂行する上で必要な経費として使用できる個人研究費の制度を設けている。他に、在外研究員制度及び関東学園大学双書刊行制度がある。一人一室の教員研究室を確保する等、研究環境の整備に努めている。なお、非常勤講師については、共同の非常勤講師室を配置している。さらに、教員の研究成果の学内における発表の媒体として年1回「関東学園大学経済学紀要」及び「関東学園大学紀要Liberal Arts」をオンラインで刊行している。

外部の研究資金の獲得に関する支援は、学生支援センターが実施しており、申請に関する情報提供や申請の補助等を、1年間を通じて実施している。また、獲得した外部資金の運営・管理に係る事務処理も、学生支援センターが適切に行っている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、教員による研究活動が円滑に進められるとともに、研究機関として高い倫理性を保持することを目的として、平成25(2013)年「関東学園大学における公的研究費の運営・管理に関する基本方針」、平成27(2015)年に「関東学園大学における公的研究費の不正防止計画」、平成27(2015)年には「関東学園大学の研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する基本方針」、「関東学園大学における研究者の行動規範」、「研究データの保存期間等に関する指針」、さらに令和5(2023)年には「関東学園大学の研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定め、適正な研究活動が行われるよう組織的に取り組んでいる。

上述の学内諸規程に基づき研究倫理に関する責任体制及び公的研究費の運営・管理体制、不正行為の告発・受付体制や告発された不正行為についての調査手続・方法などを整備している。また、毎年、専任教員を対象にして研究倫理教育、公的研究費の使用及び管理に関わる研究者・職員に対してコンプライアンス教育及び教職員に対して啓発活動をそれぞれ

れ実施しており、上述の学内諸規程や文部科学省や日本学術振興会等によって示されているガイドラインについて周知と遵守を図るとともに、研究活動におけるコンプライアンスや不正行為等についての理解を深めることに努めている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、専任の教授・准教授・講師・助教に対して個人研究費を配賦しており、用途の範囲については、印刷製本、諸会費、消耗品、新聞図書、通信運搬、旅費交通費、図書費等としている。

またそれぞれの研究室には、PCや必要な備品等を大学が用意しており、さらに、全ての専任教員にスマートフォンを大学が貸与し、教育研究活動に活用している。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-4-1】 関東学園大学在外研究に関する規程

【資料4-4-2】 関東学園大学双書刊行規程

【資料4-4-3】 関東学園大学教員研究室使用規程

【資料4-4-4】 関東学園大学における公的研究費の運営・管理に関する基本方針

【資料4-4-5】 関東学園大学の研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する基本方針

【資料4-4-6】 関東学園大学における公的研究費の不正防止計画

【資料4-4-7】 関東学園大学における研究者の行動規範

【資料4-4-8】 研究データの保存期間等に関する指針

【資料4-4-9】 関東学園大学の研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

【資料4-4-10】 2023年度研究倫理委員会議事録

【資料4-4-11】 2023年度コンプライアンス教育実施記録

【資料4-4-12】 2023年度公的研究費の不正使用に係る啓発活動記録

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

本学教員の研究環境については、これまでのような個人研究費の配賦、研究室および備品の配置等の整備を継続して行なっていく。また、教員の研究活動の成果がより高いものとなることを目的として、今後も外部の研究資金の獲得を奨励し、必要な支援を実施していく。

研究倫理については、学内規程等の周知と遵守を徹底し、本学が研究機関として高い倫理性を保持していくことに努めていく。

【基準4の自己評価】

本学は、学長の下に学長主催会議を設置する等の体制を整備しており、大学の業務執行上の重要事項について学長主催会議で協議し、教授会の審議を経て、学長による意思決定がなされ、実行に移されるなど学長のリーダーシップが発揮されている。また、教授会や各委員会等の職務や権限を明確に規定することで、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。

教員の配置については、教育目的及び教育課程に即した採用・昇任を規程に基づいて

適切に行なっている。

研究支援については、個人研究費の配賦、研究室および備品の配置等の整備に配慮している。また、研究倫理については、本学が研究機関として高い倫理性を保持するよう、関連する規程を定め、適正な研究活動が行われるよう組織的に取り組んでいる。さらに、専任教員を対象とした研究倫理教育、公的研究費の使用及び管理に関わる研究者・職員に対するコンプライアンス教育等を実施し、研究活動におけるコンプライアンスや不正行為等についての理解を深めることに努めている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本法人は、教育機関としての誠実な姿勢を示すため、「敬和・温順・質実」という建学の精神を掲げ、こうした建学の精神を踏まえ、関東学園大学学則第 1 条には大学の教育目的を、関東学園大学学則第 2 条には人材養成の目的を明確に定め、学内外に表明している。そして、これらの目的の具現化にあたっては、学園理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関として、「学校法人関東学園寄附行為」、「関東学園経理規程」、他関係規程に基づき、規律と誠実性を維持して経営・運営されている。

経営の規律と誠実性の向上のため、「監事監査基準」及び「学校法人関東学園監事監査マニュアル」を定め、「監事監査計画」に基づき、監事が法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況を監査している。加えて、「関東学園内部監査規程」を定め、監査室を設置し、必要に応じて監査をすることとしている。

また、法令等に基づき遅延なく適切に情報の公表を行い、寄附行為や財産目録等については事務局に備え付け、閲覧に供している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的の実現への継続的努力については、一般社団法人日本私立大学連盟が策定した「私立大学ガバナンス・コード」に準拠し、同ガバナンス・コードに基づく実施状況の点検及び学内外への公表を通して行っている。

また、5 ヶ年の中期計画として令和 2 年(2020)年度を初年度とする「中期計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）」及び「中期財務計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）」を策定した。定期的に進捗状況を確認し、状況に変更が生じた場合は、各年度の事業計画や予算編成に適宜反映させ、計画を修正することとし、継続的に取り組んでいる。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全の視点から、エアコンを省電力型に交換し、照明を蛍光灯から電力使用量が少ない LED へ交換することや、オンライン配信によるシラバスや学生便覧のペーパーレス化など環境に配慮した取り組みを行っている。

人権、安全への配慮については、キャンパス・ハラスメント等の防止に関するガイドライン規程、個人情報の保護に関する規程及び、基本方針として学校法人関東学園行動規範を定めてその遵守を喚起している。加えて、衛生委員会規程に基づき、毎月 1 回、衛生委員会を開催し、健康・保全・整備に取り組んでいる。

また、危機管理基本マニュアルや関東学園大学消防計画を定めて火災予防対策を実施するとともに、教職員の自衛消防隊の訓練を実施するなどして不測の事態に迅速・的確に対処できるように努めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】 学校法人関東学園寄附行為

【資料 5-1-2】 監事監査基準

【資料 5-1-3】 学校法人関東学園監事監査マニュアル

【資料 5-1-4】 2024 年度監査計画

【資料 5-1-5】 関東学園内部監査規程

【資料 5-1-6】 2023 年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

【資料 5-1-7】 学校法人関東学園中期計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）

【資料 5-1-8】 学校法人関東学園中期財務計画（令和 2(2010)年度～令和 6(2024)年度事業計画）

【資料 5-1-9】 キャンパス・ハラスメント等の防止に関するガイドライン

【資料 5-1-10】 関東学園個人情報の保護に関する規程

【資料 5-1-11】 学校法人関東学園行動規範

【資料 5-1-12】 衛生委員会規程

【資料 5-1-13】 2023 年度衛生委員会議事録

【資料 5-1-14】 危機管理基本マニュアル

【資料 5-1-15】 関東学園大学消防計画

【資料 5-1-16】 2023 年度消火・避難訓練計画

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

中期計画の期間中の進捗状況については、令和 5(2023)年度に学内外に公表している。中期計画の期間終了後には、実施結果を学内外に公表予定である。学内外への公表を通じて、経営の規律と誠実性の維持に努める。さらに、「私立大学ガバナンス・コード」に基づく遵守状況の点検及び学内外への公表を通して、コンプライアンスに対する姿勢を維持し、ガバナンス機能の向上を図る。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人の意思決定は、「学校法人関東学園寄附行為」及びそれに基づき作られた「関東学園寄附行為施行細則」等の関連規程に従い、行われている。

理事の選任は、寄附行為第 8 条の規定に基づき、適切に行なわれている。理事会は、外部理事、学識経験者、女性、外国籍の者等から構成されており、多様な意見を法人の運営に取り入れている。また、オンライン会議システムの導入により、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言時に理事会の機能が停止することなく、円滑に意思決定が行われた。

理事会には、理事・監事の他、議題によってはその業務に深く関わりのある教職員が参加し、各学校の現状を直に報告し、今後の方針について共に検討している。

理事会で審議された改善事項等は、各学校の担当責任者が持ち帰り、各学校内で情報を共有し、更なる改善に取り組んでいる。

監事は、この法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について、理事会に出席して随時所要の意見を述べており、理事会は適切に機能・運営されている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】 学校法人関東学園寄附行為

【資料 5-2-2】 関東学園寄附行為施行細則

【資料 5-2-3】 2024 年度役員名簿

【資料 5-2-4】 2023 年度理事会開催状況一覧

【資料 5-2-5】 2023 年度理事会議題一覧

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は、適切に運営され機能しているが、厳しい経済社会情勢の中、持続できる私学運営、その中でも特に大学運営を行なうため学園全体で危機意識をもって諸々の改革を推進していく。今後も理事会を主体とする法人と大学が協力して、更なる改善・改革を推進する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事会では、教授会や学長主催会議等で議論した結果を踏まえ、改善事項について審議

するとともに、今後の方針について検討するという管理体制を運用している。そのため、各部門間のコミュニケーションによる意思決定は円滑なものとなっている。

法人全体でのリーダーシップは、理事会における理事長により十分に発揮されている。大学の業務執行上の重要事項について学長主催会議で協議し、教授会の審議を経て、学長による意思決定がなされるなど学長のリーダーシップが発揮されている。また、学長主催会議においては、議題となる業務に関わりの深い教職員を広く参加させており、各委員会で議論された現場における適切な情報を得て、学長の意思決定に役立てる仕組みがある。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

予算、事業計画、寄附行為の変更等、法人の業務に関する重要事項について、理事長が「評議員会」を招集し、諮問している。評議員会は、必要な意見を述べ、あるいはその諮問に答える等、適切に機能し運営されている。評議員の選任は、寄附行為第 19 条の規定に基づき、適切に行なわれている。

さらに、監事が、理事会及び評議員会に出席して随時所要の意見を述べており、適正なチェックが行なわれている。監事の選任は、寄附行為第 9 条の規定に基づき、適切に行なわれている。加えて、「監事監査基準」、「監事監査マニュアル」及び「監事監査計画」に基づき、法人業務の監査、教学関係会議に出席及び、関係者（理事長、学校長、会計監査人及び監査室等）との意見交換等の監事の職務を適切に行われている。

規模の小さい大学であるので、法人（理事長、総務課長、予算課長、企画広報室長、実務担当職員）及び大学（学長、副学長、学部長、学科長、事務長、実務担当職員）とのあいだで、必要があるときに適宜、意見交換や検討の場が設けられ情報が共有され意思疎通が図られる。

一般社団法人日本私立大学連盟が策定した私立大学ガバナンス・コードの遵守状況の点検を通じて、法人（理事長、総務課長、予算課長、企画広報室長、実務担当職員）及び大学（学長、副学長、学部長、学科長、実務担当職員）が確認、意見交換を行う場を設け、各管理運営機関の相互チェックができる体制を構築している。さらに、遵守状況の点検結果は、評議員会の意見を踏まえた上で、理事会の議決を得て決定している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】 2024 年度評議員名簿

【資料 5-3-2】 2023 年度評議員会開催状況一覧

【資料 5-3-3】 2023 年度評議員会議題一覧

【資料 5-3-4】 監事監査報告書

【資料 5-3-5】 2023 年度監査実績

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

これまでの管理体制を維持し、コミュニケーションとガバナンスのより一層の充実に努めていく。

また、毎年、監事監査計画を更新し、適切な相互チェックに努める。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学は、法人とともに、中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立及び安定した財務基盤の確立のため、平成 20(2008)年度より第 1 期、平成 25(2013)年度より第 2 期の経営改善計画（5 か年）に取り組んできた。平成 29(2017)年度には、入学者数・在籍者数、人件費、奨学金、必要な施設整備計画に基づく修繕費などの数値目標を定め、それらをもとに算出した平成 29(2017)年度を初年度とする「中長期財務計画(平成 29(2017)年度～33(2021)年度)」を策定した。

その後、改正後の私立学校法の規定に基づき、あらかじめ評議員会の意見を聴くとともに、認証評価において指摘された改善事項等を踏まえた 5 ヶ年の中期計画として令和 2(2020)年度を初年度とする「中期財務計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度)」を策定し、理事会の承認を得た。

財務運営にあたっては、中期計画の進捗状況を定期的に確認し、状況に変更が生じた場合は、各年度の事業計画や予算編成に適宜反映させ、計画を修正することとなっている。毎年度の事業計画書・予算書作成については、法人が予算の基本方針を各学校に通知し、予算積算資料の提出を求めている。法人がヒアリングによる予算査定、大学・高校の要望をもとに事業計画・予算案を作成し、評議員会への諮問後に、理事会で審議し決定しており、適切な財務運営を確立している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

資産構成等については、令和 5(2023)年度、法人全体で長期・短期借入金はなく、純資産構成比率は 94.0%と高い状況にある。本学の規模を考えると十分な資産を有しており、教育研究目的を達成するための安定した財務基盤を確立している。

収支バランスの確保の点では、単年度の収支のバランスを示す基本金組入前当年度収支差額は、予算との対比では改善したものの、支出超過となった。支出超過の主な原因は、入学者・在籍者数の目標未達成により、学納金収入の確保が不十分であったことと認識している。

経営上の成果は、コスト意識を持った取り組みをしたことで効果的な予算執行ができたこと、補助金を活用して必要な工事を実施したことである。経営上の課題は、学生数の確保とそれを通じた学納金収入の増加による収支の改善である。学納金収入確保を図るとともに、本学が保持する遊休資産の活用等も検討する。以上のように、収支バランスの確保に努めている。

なお、資金運用については「学校法人関東学園資金運用規程」を定め、リスクの少ない金融商品によって長期的・安定的な運用を行なっている。また、寄附など学納金以外の

収入の多様化を図ることが必要となってきたおり、「関東学園寄附取扱規程」を制定して、寄附募集活動を推進するための体制の整備を開始した。理事長並びに学長は教職員の寄附募集に係る意識と理解を深めるために、寄附募集活動の重要性について啓発活動を行った。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】 学校法人関東学園中期計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）

【資料 5-4-2】 学校法人関東学園中期財務計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）

【資料 5-4-3】 2024 年度学校法人関東学園事業計画書

【資料 5-4-4】 2024 年度学校法人関東学園予算書

【資料 5-4-5】 2023 年度学校法人関東学園事業報告書

【資料 5-4-6】 学校法人関東学園中期計画(2020 年度～2024 年度)の進捗状況

【資料 5-4-7】 関東学園寄附取扱規程

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

経営上の課題は、学生数の確保とそれを通じた学納金収入の増加による収支の改善である。今後の方針・対応方策は、引き続き中期計画に基づく財務運営を行っていくことである。適宜計画を見直し、管理することで、収支の改善を図っていく。本学は、これまで教育力向上に取り組み、学生のコンピテンシー向上、資格取得、その結果としての高い就職実績を実現した。今後も、これらの成果を含めた本学の学びの特色・強みについての情報発信をより強化し、地域から選ばれる学校づくりを通じて学生数の確保を目指す。

寄附など学納金以外の収入の多様化を図ることについては、寄附募集活動を推進するための体制の整備を始めたところであり、寄附募集活動の実施に向けた準備の検討を進めていく。

教育研究環境の適切な整備に必要な支出をしながらも、固定的な経費については内容を精査し、削減に努めていく。経営の永続性を担保するため、収支の改善を図っていく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、学校法人会計基準、関東学園経理規程、支出等決済区分規程等に基づき、学園の運営に必要な日々の取引に係る処理を適正に行なっている。なお、会計処理上、疑問等が生じた場合は、監査法人や日本私立学校・共済事業団、税務署等に確認をしながら業務処理を行なっている。

予算執行は、各課予算管理者、経理単位予算管理者が示達された年度予算について予算差引簿により管理している。また、やむを得ない事由により、予算の追加、その他の変更を

必要とするときは、理事長は評議員会への諮問後に理事会の決議を経て予算の補正を行っている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園の会計監査には、監査法人監査、監事監査がある。監査法人による監査は、期中監査及び決算監査が実施され、理事会及び評議員会の議事録、総勘定元帳、会計伝票、関連証憑類、計算書類等の正確性等について確認をしている。監事による監査は、2名の非常勤監事により行なわれ、理事会及び評議員会に出席するとともに、会計処理等について監査法人と意見交換を実施している。

監査法人及び監事による監査は、監査対象範囲を調整しながら法令や学園の諸規程等に基づき正当に行なわれているか適宜監査を実施している。また、関東学園内部監査規程を定め監査室を設置し、必要に応じ監事・監査法人・監査室による三様監査体制を確立している。

以上のような会計監査体制の下、会計監査等は厳正に実施されている。

【エビデンス集・資料編】

【資料5-5-1】 学校法人関東学園経理規程

【資料5-5-2】 支出等決済区分規程

【資料5-5-3】 関東学園内部監査規程

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

現状の監査体制の下、引き続き監査法人や監事との連携を密にしながら、適正な会計処理、適正な監査体制の維持と厳正な会計監査の実施に努めていきたい。

【基準5の自己評価】

本法人は、教育機関としての誠実な姿勢を示すため、「敬和・温順・質実」という建学の精神を踏まえ、関東学園大学学則第1条に大学の教育目的を、関東学園大学学則第2条には人材養成の目的を明確に定め、学内外に表明している。そして、これらの目的の具現化にあたっては、学園理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関として、「学校法人関東学園寄附行為」、「関東学園経理規程」、他関係規程に基づき、規律と誠実性を維持して経営・運営している。

法人の意思決定は、「学校法人関東学園寄附行為」及びそれに基づき定めた「関東学園寄附行為施行細則」等の関連規程に従って行われている。理事会には、理事・監事の他、議題によってはその業務に深く関わりのある教職員が参加し、各学校の現状を直に報告し、今後の方針について共に検討している。理事会で審議された改善事項等は、各学校の担当責任者が持ち帰り、各学校内で情報を共有し、更なる改善に取り組んでいる。

法人全体でのリーダーシップは、理事会における理事長により十分に発揮されており、また、大学においては業務執行上の重要事項について学長主催会議で協議し、教授会の審議を経て、学長による意思決定がなされており、学長のリーダーシップが発揮されている。

監事は、理事会及び評議員会に出席して随時所要の意見を述べており、適正なチェック

が行なわれている。監事の職務については、「監事監査基準」、「監事監査マニュアル」、「監事監査計画」に基づき、法人業務の監査、教学関係会議への出席や関係者との意見交換等、適切に行われている。

財務運営については、「中期財務計画（令和2(2020)年度～令和6(2024)年度）」に取り組んでおり、適切な財務運営を確立している。財政基盤については、大学の存続を可能にする財政は維持されており、教育研究目的を達成するための財源は確保されている。収支バランスの確保については、入学者・在籍者の目標達成と学納金収入の確保が課題である。

会計処理については、法令及び規程に従って適正に行なわれており、監査法人等による会計監査についても厳正に実施されている。また、財務情報については、積極的な開示を継続的に実施している。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、内部質保証のための組織の整備に関して関東学園大学学則第 1 条の 2 に「本学は、教育・研究水準の向上をはかり、前条の目的を達成するため、教育・研究活動等の総合的な状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」ことを定めている。また、「関東学園大学自己点検・評価及び認証評価規程」においては、「各教職員が自己点検・評価及び認証評価の結果を真摯に受け止め、教育、研究及びその管理運営ならびに事務の各分野において、それぞれの活動の水準の向上と活性化に努める」ことを規定している。

本学における全学的な自己点検・評価は、「自己点検・評価基本構想検討会」と「全学自己点検・評価実施委員会」が中心となって実施している。自己点検・評価基本構想検討会の構成員は理事長、学長、副学長、学部長、学科長とし、全学自己点検・評価実施委員会の構成員については、学部長、学科長、教務委員長、就職委員長、学生委員長、募集委員長、事務長等として、本学の自己点検・評価の体制が全学的なものとなるよう定めている。

また、本学では各種の委員会を中心とする継続的な自己点検活動も実施している。各委員会は、毎年度末、所管する分野における取り組みとその成果等を検証し、次年度の課題や目標を示した報告書を作成している。さらに、これらの報告書の内容については、全教職員が参加する全学自己点検会議において報告され、全教職員による情報の共有を図っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】 関東学園大学自己点検・評価及び認証評価規程

【資料 6-1-2】 関東学園大学自己点検・評価実施組織規程

【資料 6-1-3】 2024 年度学務分掌

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の自己点検・評価は、「自己点検・評価基本構想検討会」と「全学自己点検・評価実施委員会」が中心となり全学的に実施している。また、各委員会での自己点検活動とその点検結果の情報共有についても、継続して実施していく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の全学的な自己点検・評価については、理事長、学長、副学長、学部長、学科長により構成される「自己点検・評価基本構想検討会」と、学部長、学科長、教務委員長、就職委員長、学生委員長、募集委員長、事務長等より構成される「全学自己点検・評価実施委員会」が中心となり実施している。なお、全学的な自己点検・評価については、認証評価機関による認証評価の他に関東学園大学自己点検・評価及び認証評価規程第 5 条に「本学の自己点検・評価は、認証評価の周期内の中間時に」実施することを定めており、3~4 年毎に全学的な自己点検・評価を実施している。なお、本学がこれまでに作成した自己点検評価書については、全て本学ホームページで公開して社会に公表するとともに、学内での共有も図っている。

また、本学では各種の委員会を中心とした自己点検活動も、継続して実施している。各委員会は、所管する分野での取り組みと成果、次年度の課題と目標を示す報告書を毎年度作成しており、これらの報告内容は、全学自己点検会議によって全教職員によって共有されている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、エビデンスに基づいた自己点検・評価に努めており、平成 22(2010) 年度以降、日本高等教育評価機構の評価基準及び評価項目に即した自己点検・評価を行なっている。本学では、学園事務局及び大学の関連する各部署が主体となって様々なデータの収集・蓄積をおこなっているが、これらのデータを集約・統合し、全学的な IR 活動を推進することを目的として、令和 6(2024)年 4 月、「関東学園大学 IR 推進委員会規程」及び「関東学園大学 IR 推進室規程」を定めた。

今後は、IR 推進委員会と IR 推進室が中心となり「本学の関係部署に対して情報の提供を求め（関東学園大学 IR 推進委員会規程第 4 条）」、「本学の組織や教育研究等に関する情報を収集・分析し、学内外に改善や説明責任に必要な情報を提供することで、大学運営の

計画策定および意思決定を支援する活動（関東学園大学 IR 推進委員会規程第 2 条）」を行なうための連携体制の整備と取り組みを進めていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-1】 関東学園大学自己点検評価書（ホームページ掲載箇所）

【資料 6-2-2】 授業評価アンケート調査の結果（ホームページ掲載箇所）

【資料 6-2-3】 関東学園大学 IR 推進委員会規程

【資料 6-2-4】 関東学園大学 IR 推進室規程

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の全学的な自己点検・評価については、規程に則り全学的な取り組みとして実施しており、また、3~4 年毎に全学的な自己点検・評価を実施している。また、自己点検評価書の公表・共有についても、継続して実施していく。

各種の委員会を中心とした自己点検活動についても、引き続き取り組んでいくとともに、全学自己点検会議の開催も継続していく。

IR については、「関東学園大学 IR 推進委員会規程」及び「関東学園大学 IR 推進室規程」を定めたことにより、より効果的な IR 活動が推進できるよう、関連する各部署との連携体制の構築等の取り組みを進めていく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、「自己点検・評価基本構想検討会」と「全学自己点検・評価実施委員会」が中心となり、規程に則して定期的に自己点検・評価を実施している。自己点検評価報告書や認証評価機関による認証評価結果については、社会への公表と学内共有を図っており、課題や改善すべき点については、関連各部署による対応がなされており、PDCA サイクルによって自己点検・評価の結果が活用されている。

また、「学校法人関東学園中期計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）」や毎年度策定される事業計画においては、自己点検・評価や認証評価の結果を反映させており、PDCA サイクルが機能するよう取り組んでいる。

各種の委員会を中心とした自己点検活動においても、当該年度の取り組みと成果を評価した上で、次年度の目標を設定しており、PDCA サイクルが機能していると考えられる。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】全学自己点検・評価実施委員会議事録

【資料 6-3-2】2024 年度学務分掌

【資料 6-3-3】2023 年度各委員会等の年度自己点検報告（総括）

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、自己点検評価報告書や認証評価機関による認証評価結果について学内で十分に共有されており、また、「学校法人関東学園中期計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）」や毎年度策定される事業計画に認証評価結果を反映させ、PDCA サイクルが機能するよう図っている。今後もこれらの取り組みを継続し、PDCA サイクルの機能が発揮されるよう努めていく。

【基準 6 の自己評価】

本学では、内部質保証のための組織の整備に関する全学的な方針を関東学園大学学則、関東学園大学自己点検・評価及び認証評価規程に定めている。

本学における自己点検・評価は、「関東学園大学自己点検・評価及び認証評価規程」及び「関東学園大学自己点検・評価実施組織規程」に基づき、「全学自己点検・評価実施委員会」を中心として、各委員会等の関連部署が連携して実施されている。また、自己点検・評価の実施においては、各種アンケート調査の結果などを含む信頼性の高い客観的なデータとエビデンスに基づいた自己点検・評価を行っており、適切な情報公開と学内における自己点検・評価結果の共有が図られている。なお、様々なデータの収集・分析等については、令和 6(2024)年 4 月に定めた「関東学園大学 IR 推進委員会規程」及び「関東学園大学 IR 推進室規程」に則して、全学的な IR 活動をより有効的に進めていく。

内部質保証のための PDCA サイクルについては、「学校法人関東学園中期計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）」や毎年度策定される事業計画に自己点検・評価や認証評価の結果を反映させており、PDCA サイクルが機能するよう取り組んでいる。また、各委員会の自己点検活動においても、当該年度の取り組みと成果を評価した上で、次年度の目標を設定しており、PDCA サイクルが機能している。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. コンピテンシー教育

A-1. 関東学園大学のコンピテンシー教育

A-1-① コンピテンシー育成プログラムとその実践

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① コンピテンシー育成プログラムとその実践

本学は、「地域社会の要望に応えうる人材を養成する」ことを教育目的としており、この教育目的に則して、本学独自のコンピテンシー教育を実践している。本学におけるコンピテンシー(社会対応力)は、近隣の約 200 の公共団体・企業等への訪問調査により導き出されたものであり、こうしたコンピテンシーは、地域社会の要望を端的に示すものであるといえる。そのため、学生のコンピテンシーを高めることは、本学の教育目的を果たすために必要なことであると認識しており、そのためのプログラムに全学的に取り組んでいる。

本学におけるコンピテンシーは、近隣公共団体・企業等へのインタビュー等の結果を踏まえて、以下の 6 つから成るものと定義している。

○コンピテンシー育成プログラムにおける 6 つのコンピテンシー

- ①表現力
- ②人との交流/協業
- ③主体性/積極性
- ④職業観/社会への関心
- ⑤論理的思考力
- ⑥リーダーシップ

本学では、このように定義されたコンピテンシーを向上させるための教育プログラムを、本学の教育目的を達成するための中心的役割を担うものと位置づけており、関東学園大学学則第 2 条に、コンピテンシーを身につけることを各学科における人材養成の目的の中に定め、全学的なコンピテンシー教育の実践に取り組んでいる。

本学のコンピテンシー育成プログラムは、平成 10(1998)年度の卒業生へのアンケート、平成 11(1999)年度の近隣企業・自治体へのインタビューの実施、コンピテンシーを効果的に育成するための各種システムツール（セミナー・演習系科目の担当教員によるアドバイザー制度、評価指標、オンラインシステム等）の整備、平成 15(2003)年度のパイロット教員によるセミナー科目での試験的導入を経て、平成 16(2004)年度より、入学者に対してコンピテンシー育成プログラムの展開を進め、現在に至っている。なお、本学では、コンピテンシー育成プログラムについての継続的な検証作業とプログラムの改良に取り組んでおり、現在までに、ポイント表彰制度、キャリア支援のための講座やイベントとの連携、シラ

バスへの重点コンピテンシーの表示等の改良が施され、より充実した教育プログラムとなっている。

コンピテンシー育成プログラムの実施においては、1～3年次のセミナー・演習系科目の担当教員がアドバイザーとなり、定期的実施される面談を通じて、学生の進路希望やコンピテンシーを向上させるための活動の進捗状況等を把握し、より効果的にコンピテンシーを伸ばすことができるよう、各人に応じたアドバイスをこなしている。

学生は、アドバイザーである教員の支援の下で、1年間を「PLAN-DO-SEE（活動計画-活動-活動評価）」に区分されたサイクルに沿って活動する。この「PLAN-DO-SEE」サイクルにおいては、学生は、まず、年度初めに自身のコンピテンシーのレベルを確認・評価し、コンピテンシーを伸ばすための目標と活動計画を立てる。次に、学生は自身の計画に沿って、「ディベート大会」、「プロジェクト型授業」、「学生プロジェクト」等の、学内で実施されているコンピテンシーの育成機会である様々な教育プログラムに参加する。なお、これらの各種教育プログラムにはコンピテンシーポイントが設定されており、学生は教育プログラムに参加することでポイントが得られる制度を採用している。そして、年度終わりには、改めて自身のコンピテンシーレベルを自己評価することで、1年間のコンピテンシーの向上を確認する。こうした「PLAN-DO-SEE」サイクルを、1年次から3年次まで繰り返し実施することで、着実に個々のコンピテンシーレベルを向上させることを図っている。

コンピテンシー育成プログラムにおける「PLAN-DO-SEE」サイクルは、本学のオンラインシステムである学生向け総合ポータルシステム（eSquare）上の「自己管理シート」を基に展開されており、自己管理シートは、学生だけでなくアドバイザー教員及びコンピテンシー教育プログラムに関係する教職員による閲覧が可能となっており、教職員が連携して、学生を支援する体制となっている。さらに、教員による個別面談の結果は、学生向け総合ポータルシステム（eSquare）上の「面談記録シート」に入力されているが、これらの入力結果は、学生の進級等によりセミナー・演習科目の担当教員が変更する場合にも引継ぎが行なえるようなシステムとなっている。

学生がコンピテンシーレベルを自己評価する際には、本学独自の「コンピテンシーディクショナリー」を活用している。コンピテンシーディクショナリーとは、各コンピテンシーの行動特性と具体例を、7段階のレベル別に記述した評価指標である。このコンピテンシーディクショナリーを用いることにより、学生は、より客観的に自己評価し、7段階のレベルの数値によって自身のコンピテンシーレベルの向上を確認することができる。また、コンピテンシーディクショナリーは、教員が学生に適切なアドバイスをするための統一的な基準としての役割を果たしている。

本学のコンピテンシー育成プログラムにおいては、それぞれの授業科目について、学生がコンピテンシーを伸ばせるような内容となるよう配置している。具体的には、シラバスにおける全ての授業科目について、当該授業科目で伸ばせることのできるコンピテンシーを「重点コンピテンシー」として示し、コンピテンシーの向上を図っている。

本学におけるコンピテンシー教育において、学生のコンピテンシーを伸ばさせるためのプログラムは、特に地域との関わりの中で実践されるものが多い。例えば、「フィールドワーク研究」では、学生チームによる協働作業や現地に赴くフィールドワーク活動が実施されている。また、セミナー・演習系科目である「ソフオモアセミナー(2年次履修)」では

学内で開催されるディベート大会への参加を促しており、「演習Ⅰ(3年次履修)」では「プロジェクト型授業」を実施し、近隣の自治体や地元企業と連携して、それぞれの課題解決に学生の視点で取り組む内容として実践している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】 2023 年度コンピテンシー育成プログラム説明資料【1年生用】

【資料 A-1-2】 (教員用) コンピテンシー育成プログラム『活動計画 PLAN』面接実施要領

【資料 A-1-3】 (教員用) コンピテンシー育成プログラム『活動評価 SEE』面談実施要領

【資料 A-1-4】 コンピテンシーレベル自己評価シート

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、「地域社会の要望に応えうる人材を養成する」ことを教育目的としており、地域社会が学生に期待するコンピテンシーを育成することは、本学の教育目的を達成するための中心的役割を担うものと位置づけている。今後も、コンピテンシー教育を継続していき、地域社会の要望に寄与する人間を養成することに努めていく。

本学のコンピテンシー育成プログラムでは、個々の学生への支援においてアドバイザーとなるセミナー・演習系科目の担当教員の果たす役割が大きい。また、「フィールドワーク研究」やプロジェクト型授業を実施する「演習Ⅰ」といった授業科目が重要なものとなっている。そのため、これらの授業科目の設置や担当教員の配置が十分なものとなるよう努めるとともに、各教員の授業運営能力の向上を図っていく。

【基準 A の自己評価】

本学は、「地域社会の要望に応えうる人材を養成する」ことを教育目的としており、地域社会が学生に期待するコンピテンシーを育成することは、本学の教育目的を達成するための中心的役割を担うものと位置づけている。今後も、コンピテンシー教育を継続していき、地域社会の要望に応えうる人材を養成することに努めていく。

基準 B. 地域社会との連携

B-1. 大学が持っている資源の社会への提供

B-1-① 大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている資源の社会への提供

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

B-1-① 大学施設の開放、公開講座など、大学が持っている資源の社会への提供

○地域における委員会活動等

本学では、地方自治体等の要請を受けて、本学教員を各種委員会や審議会等に委員または講師等として派遣している。これらの委員会活動等については、令和 4(2022)年度は専任

教員 13 名、令和 5(2023)年度は専任教員 10 名、令和 6(2024)年度は専任教員 11 名が参画しており、地域に貢献している。

2024 年度 外部委員等

関東 ICT 推進 NPO 連絡協議会 会員（総務省関東通信局の外郭団体）
群馬県農業農村振興プラン東部地域懇談会委員
前橋地方裁判所所属 労働裁判員
茨城県日本語教育アドバイザー
第 3 次太田市総合計画策定支援業務プロポーザル選定委員
太田市地域包括運営委員協議会委員長
太田市地域包括支援センター運営協議会委員
太田市開発審査会委員
太田市太陽光発電設備設置審議会委員
太田市情報公開及び個人情報保護審査会委員
太田市人権施策推進協議会委員長
群馬県太田市市民講座講師
大泉町人口ビジョン・総合戦略検討委員会委員長
大泉町行政改革懇談会会長
大泉町総合計画審議会委員
嬭恋村文化財保存活用地域計画協議会副委員長
群馬県東部水道企業団情報公開及び個人情報保護審査会委員
社団法人日本人材派遣協会理事

○公開講座

本学は、地域貢献の一環として、本学近郊に居住する一般市民を対象とする公開講座を実施している。なお、この公開講座は、太田市及び太田商工会議所との共催で実施しており、また、群馬県教育委員会が運営している広域学習サービス提供システムである「ぐんま県民カレッジ」の対象講座となっている。

令和 5(2023)年度は、「企業経営の最前線」を統一テーマとして、令和 5(2023)年 10 月、11 月に以下のような全 5 回の講座を実施した。

- 「外食産業の課題と未来-ホスピタリティとテクノロジーの融合を考える-
- 「日本企業の経営グローバルへの挑戦-新しい時代に向けて疾風に勁草を知る-
- 「コロナ禍以降の生活者の行動変容と企業の対応-不安定な国際情勢の影響を踏まえて-
- 「変革期を迎える自動車産業-日本企業の立ち位置と課題-
- 「企業経営における人的資源管理のいま-再考「ダイバーシティ・マネジメント&ワークライフバランス」-

○高大連携

高大連携の一環として、近隣の太田市立太田高等学校の生徒の授業受入れを実施している。この取り組みは、高校生の大学教育に対する理解を深め、進路決定への一助となることを目的とすることに加えて、大学・高校間の信頼関係を構築することを目指して行なっている。なお、本学の授業を受講する生徒については、本学の科目等履修生として受入れ、単位認定している。認定された単位については、受講生が本学へ入学した場合には卒業単位に含むことが可能としている。

令和4(2022)年度は31名、令和5(2023)年度は19名、令和6(2024)年度は7名の授業受入れを実施している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 B-1-1】 関東学園大学授業受講に関する依頼（太田市立太田高等学校）

【資料 B-1-2】 関東学園大学科目等履修生規程

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学が保有する人的・物的資源は、上述のように地域社会への提供に努めている。

本学は、「地域社会の要望に応えうる人材を養成する」ことを教育目的としており、地域に根差した大学であり続けることを目指している。そのため、今後も地域社会との連携に取り組み、地域社会とのつながりをより深化させることに努めていく。

B-2. 教育研究上において、企業・自治体や他大学との適切な関係が構築されていること

B-2-① 教育研究上において、企業・自治体や他大学との適切な関係が構築されているか

(1) B-2 の自己判定

「基準項目 B-2 を満たしている。」

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-2-① 教育研究上において、企業・自治体や他大学との適切な関係が構築されているか

1. 関東学園大学地方創生研究所

本学では、地方創生に関する研究及び地方創生を推進し、地方の発展に寄与することを目的とする関東学園大学地方創生研究所を設置・運営している。地方創生研究所には、所長を含む10名の専任教員が所属しており、「関東学園大学地方創生研究所規程」に則り、以下のような活動を行なっている。

- (1) 地方創生に関する研究及び地方創生の推進
- (2) 外部との交流
- (3) 地方創生に関する講座・講演会等の開催
- (4) その他地方創生に関連のある事業

令和5(2023)年度は、群馬県・太田市等と連携した群馬県の活性化をテーマとする「地方創生フォーラム群馬」、総務省・関東通信局・群馬県と連携した「デジタルセミナー2023in群馬」、太田市と連携した女性向け起業支援のための「おおたなでしこ未来塾」の開催等に取り組んだ。

また、地方創生研究所の取り組みは、本学学生の多彩な学びの場ともなっており、地域でのフィールドワーク等を通じて、地域で活躍できる力を培うことを目指している。

2. 自治体との連携

○大泉町役場「行政外部評価事業」

令和5(2023)年度、群馬県大泉町より委託されている「行政外部評価事業」を実施した。この行政外部評価では、大泉町から提示された主要事業について、本学学生が主体となって各事業の現場においてヒアリングを行なうなどの調査を実施し、その事業を継続すべきか見直しをすべきかの判断を行なう。また、各事業の効果や問題点などの評価結果については、大泉町役場職員の方々に対する発表を通じて現場へのフィードバックを行なっている。

3. 企業との連携

本学では、演習科目等において、プロジェクト・ベースド・ラーニング（PBL）に取り組んでいる。PBLでは、協力企業による具体的な経営課題の提示を受け、学生がチームを組んで経営課題の解決に向けて取り組み、最終的に解決策の提案を行なうといった内容で実施しており、学生の主体的・実践的な学びの機会としている。PBLの実践にあたり、地元企業を中心として、多くの協力企業との協力関係を築いている。

本学では、地元を中心とした幅広い業種の企業の協力を得て、インターンシップを実施しており、学生のコンピテンシー伸長や、学生が将来の職業選択に活かすことを目指している。インターンシップの実施にあたっては、就職委員会の教職員が中心となり、インターンシップ受け入れ企業の開拓にも取り組んでいる。

4. 他大学との連携

○群馬県内大学単位互換制度、合同会社説明会

群馬県内の群馬大学、群馬県立女子大学、上武大学、東洋大学、共愛学園前橋国際大学、放送大学群馬学習センター、そして本学の全7大学において、単位互換の協定を結んでいる。また、群馬県私立大学キャリアサポート会議に参画しており、群馬県合同会社説明会を共同開催している。

【エビデンス集・資料編】

【資料B-2-1】 関東学園大学地方創生研究所規程

【資料B-2-2】 2023年度就職委員会議事録

【資料B-2-3】 2023年度インターンシップ受け入れ企業一覧

【資料B-2-4】 2023年度合同企業説明会案内、参加企業一覧、実施報告書

【資料 B-2-5】単位互換制度に関する包括協定書

(3) B-2 の改善・向上方策（将来計画）

関東学園大学地方創生研究所については、今後も活動を継続していき、地方の発展に寄与するとともに、学生の学びの場をつくり出し、地域で活躍できる力を培うことを目指していく。

本学と地元自治体との連携は、「大泉町役場行政外部評価」のように、教員のみならず学生も参加する形でも行われている。今後も、地域社会の要望に応えられるよう、活動の拡大と深化に努めていく。

「地域社会の要望に応えうる人材を養成する」ことを教育目的としている本学にとって、地元企業との関係は重要なものである。上述したプロジェクト・ベースド・ラーニング (PBL) やインターンシップの実施は、本学と地元企業との信頼関係構築の成果を示すものである。今後も、様々な機会を通じて地元企業との関係強化を図り、PBL やインターンシップ実施にあたっての参加企業の拡大に努めていく。

他大学等との連携については、単位互換制度の実施や、合同会社説明会の共同開催等を継続していく。

【基準 B の自己評価】

本学が持っている資源については、上述のように地域社会へ十分に提供されている。

関東学園大学地方創生研究所については、地方の発展に寄与するとともに、学生の学びの場をつくり出し、地域で活躍できる力を培うことを目指して取り組みを続けていく。

自治体等との連携については、外部委員としての教員の活動のみならず、学生が参加する「行政外部評価事業」も実施されており、良好な関係が構築できていると考える。

地元企業との関係については、主にプロジェクト・ベースド・ラーニング (PBL)、インターンシップ等を通じて協力関係を築いており、活動の実績からも地元企業との良好な関係が構築できていると考える。

他大学等との連携については、引き続き単位互換制度の実施や、合同会社説明会の共同開催等を行なっていく。

V. 特記事項

1. 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム

情報通信テクノロジーの進展に伴う社会のデジタル・トランスフォーメーション化や統計データを駆使したエビデンス・ベースド・プラクティスの普及に適応できる知識と実践力を培うために、本学は、令和 4(2022)年度より、「データサイエンス教育プログラム」を新設し、全学的な学生の履修促進を行っている。そして、本学のプログラムは、令和 5(2023)年 8 月に、文部科学省の数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度における「リテラシー・レベル」と「応用基礎レベル」で認定を受けた。

本学のデータサイエンス教育プログラムは、必修 7 科目と選択必修 2 科目の合計 9 科目から構成されており、修了要件として必修 7 科目と選択必修 1 科目の合計 8 科目 22 単位以上の修得が設定されている。この 22 単位は本学経済学部卒業要件の 128 単位に対して約 17%に達していることから、本学がデータサイエンス教育に力を入れていることの根拠となりうる。具体的な科目は、必修 7 科目として「テクノロジーと社会 (4 単位)」「データリテラシー (2 単位)」「データサイエンス (2 単位)」「データ分析基礎演習 (2 単位)」「アルゴリズム論 (2 単位)」「プログラミング実践 (2 単位)」「スタティスティクス (4 単位)」、2 科目中 1 科目の選択必修科目としては「エコノメトリクス (4 単位)」「経営情報論 (4 単位)」が開講されている。また、最初の「テクノロジーと社会」から 6 番目の「プログラミング実践」までは 1 年次開講となっており、同じく 1 年次から全学的に資格取得指導を行っている Microsoft Office Specialist の学修はその補完的な役割を担っている。そして、2 年次開講の「スタティスティクス」あるいは「経営情報論」でデータサイエンスの基礎固めを終えて、より実践的な 3 年次開講の「エコノメトリクス」で学修を完成させるカリキュラム・ツリー構造になっている。

履修学生の学修成果を確保し、卒業後に実際に活用できるような教育サービスにするため、上記のデータサイエンス教育プログラム対象科目はすべて対面で授業を実施しており、オンライン授業やオンデマンド授業は行っていないことも特色といえる。

履修者数については、令和 4(2022)年度 251 名 (在学生の 50%)、令和 5(2023)年度 347 名 (在学生の 71%) と推移しており、プログラム開始時から年度当初の履修オリエンテーションを中心とした学生の履修指導の効果が出ていることがわかる。

また、令和 5(2023)年度末にはプログラム開始以来、初めての修了者が合計 6 名 (2 年生 2 名、3 年生 3 名、4 年生 1 名) 出しており、うち 1 名 (同年度 4 年生) は IT 企業への就職を果たしている。今後、より多くのデータサイエンス教育プログラム修了者を輩出するべく努めていきたい。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 2 条に学部学科を定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 6 条に修業年限を定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 24 条に編入学及び転入学について定めている。	3-1
第 89 条	—	早期卒業制度はない。	3-1
第 90 条	○	学則第 18 条に入学資格を定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 33 条に教職員について定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 35 条及び関東学園大学教授会規程に定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 23 条及び関東学園大学学位規程に定めている。	3-1
第 105 条	—	学生以外の者を対象とした特別な課程はない。	3-1
第 108 条	—	短期大学には当てはまらない。	2-1
第 109 条	○	学則 1 条の 2 及び関東学園大学自己点検・評価及び実施組織規程に定めている。	6-2
第 113 条	○	本学の教育研究活動の状況はホームページで公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 4 条及び関東学園事務分掌規程に定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 24 条 2 号に高等専門学校を卒業した者の編入学について定めている。	2-1
第 132 条	○	学則 24 条 2 号に専修学校の専門課程を修了した者の編入学について定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	次のとおり規定している。 一 学則第 6 条（修業年限）、学則第 7 条（学年）、 学則第 8 条（学期）、学則第 10 条（授業を行わない日） 二 学則第 4 条（部科及び課程の組織に関する事項） 三 学則第 12 条、第 9 条（教育課程及び授業日時数に関する事項） 四 学則第 14 条、第 22 条（学修の評価及び課程修了の認定に関する事項） 五 学則第 5 条、第 4 条（収容定員及び職員組織に関する事項）	3-1 3-2

関東学園大学

		<p>六 学則第 17 条～第 22 条、第 25 条、第 26 条（入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項）</p> <p>七 学則第 29～32 条（授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項）</p> <p>八 学則第 41～43 条（賞罰に関する事項）</p> <p>九 該当なし。学生の寄宿舎なし。</p>	
第 24 条	○	学籍及び成績、健康診断記録等を適正に作成・管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 42 条及び関東学園大学学生の懲戒等に関する規程に定めている。	4-1
第 28 条	○	関東学園大学文書取扱規程に定めている。	3-2
第 143 条	—	「関東学園大学教授会規程」に代議員会等の定めはない。	4-1
第 146 条	○	学則第 12 条の 5 に入学前の既修得単位数等の認定を定めている。	3-1
第 147 条	—	早期卒業の制度はない。	3-1
第 148 条	—	修業年限が 4 年を超える学部はない。	3-1
第 149 条	—	早期卒業の制度はない。	3-1
第 150 条	○	学則第 18 条に入学資格を定めている。	2-1
第 151 条	—	対象となる学生を入学させる制度がないため該当しない。	2-1
第 152 条	—	対象となる学生を入学させる制度がないため該当しない。	2-1
第 153 条	—	対象となる学生を入学させる制度がないため該当しない。	2-1
第 154 条	—	対象となる学生を入学させる制度がないため該当しない。	2-1
第 161 条	○	学則 24 条 2 号に短期大学を卒業した者の編入学について定めている。	2-1
第 162 条	○	学則 24 条に外国において必要な課程を満たした者の転入学について定めている。	2-1
第 163 条	○	学則第 7 条に学年、学則第 8 条に学期を定めている。	3-2
第 163 条の 2	—	学修証明書を交付する制度はない。	3-1
第 164 条	—	学修証明書を交付する特別の課程はない。	3-1
第 165 条の 2	○	<p>卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）</p> <p>教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）</p> <p>入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）</p> <p>を定め、ホームページ等に掲載している。</p>	<p>1-2</p> <p>2-1</p> <p>3-1</p> <p>3-2</p> <p>6-3</p>
第 166 条	○	<p>学則第 1 条の 2 に定めている。</p> <p>また、「関東学園大学自己点検・評価及び認証評価規程」及び「関東学園大学自己点検・評価実施組織規程」に定めている。</p>	6-2
第 172 条の 2	○	<p>教育研究活動の公表は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定められた項目を、本学のホームページ「教育情報の公表」において公表している。</p>	<p>1-2</p> <p>2-1</p> <p>3-1</p> <p>3-2</p>

関東学園大学

			5-1
第 173 条	○	学則第 22 条、第 23 条に定めている。	3-1
第 178 条	○	学則第 24 条に定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 24 条に定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法、その他の法令が定める基準を満たすとともに、自己点検・評価を実施し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 2 条に学部及び学科並びに人材養成の目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	関東学園大学入学者選抜規程に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制で行なっている。	2-1
第 3 条	○	学則第 2 条に設置する学部学科を定めており、教育研究上適切な規模で運営し、大学設置基準における教員組織、教員数を遵守している。	1-2
第 4 条	○	学則第 2 条に設置する学部学科を定めており、必要な組織を備えている。	1-2
第 5 条	—	課程はない。	1-2
第 6 条	—	学部以外の基本組織はない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教職員組織は学則第 33 条、第 34 条に定めており、必要な教員数及び事務職員からなる教育研究実施組織を編成している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	主要授業科目について、主に専任の教授または准教授が担当している。	3-2 4-2
第 9 条	—	授業を担当しない教員の配置なし。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	大学設置基準に則り、必要な専任教員を配置している。	3-2 4-2
第 11 条	○	教員による FD 研究会の実施及び教職員の能力及び資質向上のための研修等参加の機会を設けている。	3-2 3-3 4-2

関東学園大学

			4-3
第 12 条	○	学長等の選任規程に定めている。	4-1
第 13 条	○	関東学園大学教員資格審査基準第 3 条に教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第 14 条	○	関東学園大学教員資格審査基準第 4 条に准教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	関東学園大学教員資格審査基準 5 条に講師の資格を定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	関東学園大学教員資格審査基準第 6 条に助教の資格を定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	関東学園大学教員資格審査基準第 7 条に助手の資格を定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 5 条に入学定員、収容定員を定めている。	2-1
第 19 条	○	教育の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、必要な授業科目は、学則 11 条に定めている。	3-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目を設置していない。	3-2
第 20 条	○	学則第 11 条別表に定めている。	3-2
第 21 条	○	学則 13 条に単位計算の基準を定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 9 条に年間の授業日数は原則として 35 週と定めている。	3-2
第 23 条	○	学則第 13 条の単位計算の基準に定めている。	3-2
第 24 条	○	教育内容に応じて、教育効果を十分にあげられるような適切な人数で実施している。	2-5
第 25 条	○	学則第 13 条に定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画については、授業科目ごとにシラバスで明示している。試験及び成績の審査については学則第 14 条、詳細は経済学部履修細則第 18 条及び第 19 条に定めている。	3-1
第 26 条	—	昼夜開講制はない。	3-2
第 27 条	○	学則第 14 条に試験及び成績の審査、経済学部履修細則第 20 条に単位の認定について定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	経済学部履修細則第 12 条に 1 年間に履修しうる単位数を定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目は開設していない。	3-1
第 28 条	○	学則第 12 条の 3 に他の大学又は短期大学における授業科目の履修等及び、外国の大学又は短期大学に留学する場合の準用について定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 12 条の 4 に短期大学又は高等専門学校の特攻科における履修等について定めている。	3-1

関東学園大学

第 30 条	○	学則第 12 条の 5 に入学前の既修得単位等の認定について定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	長期にわたる教育課程の履修の制度はない。	3-2
第 31 条	○	学則第 38 条及び関東学園大学科目等履修生規程に定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 12 条に単位の修得、経済学部履修細則第 3 条に卒業要件単位数について定めている。	3-1
第 33 条	—	医学又は歯学に関する学科はない。	3-1
第 34 条	○	校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場、体育館、トレーニングルーム等を設けている。	2-5
第 36 条	○	教室、研究室、図書館、保健室、事務室など、必要な施設は有しており、教室は、講義、演習等を行うのに必要な種類と数を備えている。研究室は教員に対して備えている。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	大学設置基準に基づき、図書館の環境を整備している。	2-5
第 39 条	—	表に掲げられている学部又は学科はない	2-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部又は学科はない	2-5
第 40 条	○	教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	二以上の校地はない。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費を確保し、教育研究の整備を行なっている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、教育研究上の目的に適切である。	1-1
第 41 条	—	学部等連携課程実施基本組織は設置していない。	3-2
第 42 条	—	専門職学科を設置していない。	1-2
第 42 条の 2	—	専門職学科を設置していない。	2-1
第 42 条の 3	—	専門職学科を設置していない。	4-2
第 42 条の 4	—	専門職学科を設置していない。	3-2
第 42 条の 5	—	専門職学科を設置していない。	4-1
第 42 条の 6	—	専門職学科を設置していない。	3-2
第 42 条の 7	—	専門職学科を設置していない。	2-5
第 42 条の 8	—	専門職学科を設置していない。	3-1
第 42 条の 9	—	専門職学科を設置していない。	3-1
第 42 条の 10	—	専門職学科を設置していない。	2-5
第 43 条	—	共同教育課程を設置していない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程を設置していない。	3-1
第 45 条	—	共同学科を設置していない。	3-1

関東学園大学

第 46 条	—	共同学科を設置していない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同学科を設置していない。	2-5
第 48 条	—	共同学科を設置していない。	2-5
第 49 条	—	共同学科を設置していない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部を設置していない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部の教育課程を設置していない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部の教育課程を設置していない。	4-2
第 58 条	—	外国に学部、学科その他の組織を設置していない。	1-2
第 59 条	—	学部を置くことなく大学院を置く大学ではない。	2-5
第 61 条	—	新たな大学、薬学部の設置はない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 23 条及び関東学園大学学位規程に定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 23 条及び関東学園大学学位規程に定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程はない。	3-1
第 13 条	○	学則第 23 条、関東学園大学学位規程に定めており、学則改正を行った際には、文部科学大臣に適正に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	法令を適正に遵守している。	5-1
第 26 条の 2	○	法令を適正に遵守している。	5-1
第 33 条の 2	○	学校法人関東学園寄附行為第 35 条第 2 項に規定している。	5-1
第 35 条	○	学校法人関東学園寄附行為第 6 条に規定している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	法令を適正に遵守している。	5-2 5-3
第 36 条	○	学校法人関東学園寄附行為第 13 条に規定している。	5-2
第 37 条	○	学校法人関東学園寄附行為第 9 条第 3 項・第 4 項、第 16 条、第 18 条に規定している。	5-2 5-3
第 38 条	○	学校法人関東学園寄附行為第 8 条、第 9 条第 1 項に規定している。	5-2
第 39 条	○	学校法人関東学園寄附行為第 9 条第 1 項に規定している。	5-2
第 40 条	○	学校法人関東学園寄附行為第 11 条に規定している。	5-2

関東学園大学

第 41 条	○	学校法人関東学園寄附行為第 22 条に規定している。	5-3
第 42 条	○	学校法人関東学園寄附行為第 24 条に規定している。	5-3
第 43 条	○	学校法人関東学園寄附行為第 25 条に規定している。	5-3
第 44 条	○	学校法人関東学園寄附行為第 19 条に規定している。	5-3
第 44 条の 2	—	万一該当することが起こった場合には、法令を遵守する。	5-2 5-3
第 44 条の 3	—	万一該当することが起こった場合には、法令を遵守する。	5-2 5-3
第 44 条の 4	—	万一該当することが起こった場合には、法令を遵守する。	5-2 5-3
第 44 条の 5	—	万一該当することが起こった場合には、法令を遵守する。	5-2 5-3
第 45 条	○	学校法人関東学園寄附行為第 42 条に規定している。	5-1
第 45 条の 2	○	学校法人関東学園寄附行為第 32 条に規定している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	学校法人関東学園寄附行為第 34 条第 2 項に規定している。	5-3
第 47 条	○	学校法人関東学園寄附行為第 35 条に規定している。	5-1
第 48 条	○	学校法人関東学園寄附行為第 37 条に規定している。(学校法人関東学園役員報酬規程、役員報酬支給細則、学校法人関東学園役員退職金支給規程、海外旅費規程、出張旅費規程により、定めている。)	5-2 5-3
第 49 条	○	学校法人関東学園寄附行為第 31 条第 2 項に規定している。	5-1
第 63 条の 2	○	学校法人関東学園寄附行為第 36 条に規定している。	5-1

学校教育法（大学院関係） 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係） 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1

第 160 条			2-1
---------	--	--	-----

大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2
第 7 条の 2			1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3			1-2 3-2 4-2
第 8 条			2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条			3-2 4-2
第 9 条の 3			3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条			2-1
第 11 条			3-2
第 12 条			2-2

関東学園大学

			3-2
第 13 条			2-2 3-2
第 14 条			3-2
第 14 条の 2			3-1
第 15 条			2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条			3-1
第 17 条			3-1
第 19 条			2-5
第 20 条			2-5
第 21 条			2-5
第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2

関東学園大学

第 42 条			2-3
第 43 条			2-4
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2

関東学園大学

			4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係） 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			3-1
第 4 条			3-1
第 5 条			3-1
第 12 条			3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3

関東学園大学

第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	「該当なし」
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	保健室等の状況（過去 3 年間）	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	「該当なし」
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	学校法人関東学園寄付行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	冊子は作成していません。ホームページでのご案内です。		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		「大学院なし」
	関東学園大学学則		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	2024 年度(令和 6 年度)学生募集要項		
	2024 年度外国人留学生のための案内 2024 年度募集要項 編入学試験 転入学試験		
【資料 F-5】	学生便覧		

関東学園大学

	関東学園大学 2024 学生便覧 関東学園大学 2024 学生便覧(付録)	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2024 年度学校法人関東学園事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2023 年度学校法人関東学園事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	関東学園大学交通案内、関東学園大学キャンパス・施設	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人関東学園及び関東学園大学規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	役員名簿、評議員名簿	
	理事会開催状況一覧、評議員会開催状況一覧、理事会議題一覧・議事録、評議員会議題一覧・議事録	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類（令和 1 年度～令和 5 年度）	
	監事監査報告書（令和 1 年度～令和 5 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2024 年度履修の手引	
	2024 年度シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	アドミッション・ポリシー	
	カリキュラム・ポリシー	
	ディプロマ・ポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	—	「該当なし」
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	認証評価結果に対する改善報告書	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	関東学園大学学則（第 2 条第 2 項）	
【資料 1-1-2】	関東学園大学ホームページ	
【資料 1-1-3】	関東学園大学 2024 学生便覧（P1、P2）	
【資料 1-1-4】	関東学園大学 2024 学生便覧（付録）（P2）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	関東学園大学学則（第 2 条第 2 項）	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-2-2】	関東学園大学ホームページ	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-2-3】	関東学園大学 2024 学生便覧（P1、P2）	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-4】	関東学園大学 2024 学生便覧（付録）（P2）	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-5】	2024 年度学生募集要項（P2）	
【資料 1-2-6】	学校法人関東学園中期計画（2020 年度～2024 年度事業計画）	
【資料 1-2-7】	アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-8】	カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-9】	ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	【資料 F-13】と同じ

基準 2. 学生

関東学園大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	関東学園大学ホームページ	
【資料 2-1-2】	2024 年度学生募集要項 (P2、P3)	
【資料 2-1-3】	2023 年度高校訪問実績資料	
【資料 2-1-4】	2024 年度関東学園大学特待制度	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	2024 年度学務分掌	
【資料 2-2-2】	関東学園大学教務委員会規程	
【資料 2-2-3】	2024 年度教員別オフィスアワー時間割 (専任教員・非常勤講師)	
【資料 2-2-4】	2023 年度授業評価アンケート結果	
【資料 2-2-5】	2023 年度学生満足度調査結果報告	
【資料 2-2-6】	2023 年度 IT 活用状況調査 (ユーザ満足度調査) 結果報告	
【資料 2-2-7】	2023 年度卒業生意識調査	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	関東学園大学就職委員会規程	
【資料 2-3-2】	2023 年度就職委員会議事録	
【資料 2-3-3】	2023 年度学内個別企業説明会参加企業一覧	
【資料 2-3-4】	2023 年度インターンシップ実践演習 受け入れ先企業一覧	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	関東学園大学学生委員会規程	
【資料 2-4-2】	関東学園手大学学生の懲戒等に関する規程	
【資料 2-4-3】	2023 年度学生委員会議事録	
【資料 2-4-4】	2024 年度学生特待制度及び留学生授業料減免継続条件	
【資料 2-4-5】	クラブハウス配置図	
【資料 2-4-6】	飛翔 学友会活動成果報告書 第 39 号	
【資料 2-4-7】	学生ハイツアー一覧表	
【資料 2-4-8】	保健室利用状況 (2021~2023 年度)	
【資料 2-4-9】	キャンパス・ハラスメント等の防止に関するガイドライン	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	ネットワークマニュアル_大学生向け	
【資料 2-5-2】	ネットワークマニュアル_教職員向け	
【資料 2-5-3】	2024 年度授業別受講者人数表	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2023 年度学生委員会議事録	【資料 2-4-3】 と同じ
【資料 2-6-2】	2023 年度授業評価アンケート結果	【資料 2-2-4】 と同じ
【資料 2-6-3】	2023 年度 IT 活用状況調査 (ユーザ満足度調査) 結果報告	【資料 2-2-6】 と同じ
【資料 2-6-4】	2023 年度卒業生意識調査	【資料 2-2-7】 と同じ
【資料 2-6-5】	2023 年度学生満足度調査結果報告	【資料 2-2-5】 と同じ

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)	【資料 F-13】 と同じ
【資料 3-1-2】	関東学園大学学則 第 5 章、第 7 章	【資料 F-3】 を参照
【資料 3-1-3】	経済学部履修細則 第 2 章、第 5 章	
【資料 3-1-4】	関東学園大学 2024 学生便覧 (P11~P14)	【F-5】 を参照

関東学園大学

【資料 3-1-5】	関東学園大学 2024 学生便覧(付録) (P3~P5、P50~P52)	【F-5】を参照
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-2】	ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-3】	関東学園大学学則 別表 授業科目表	
【資料 3-2-4】	2024 年度時間割	
【資料 3-2-5】	2024 年度学務分掌	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 3-2-6】	関東学園大学教務委員会規程	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 3-2-7】	2023 年度教務委員会議事録	
【資料 3-2-8】	フレッシュマンセミナー大学生の学びのガイド	
【資料 3-2-9】	2024 年度エクステンション科目一覧	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2023 年度学長主催会議議事録	
【資料 3-3-2】	2023 年度経済学部教授会議事録	
【資料 3-3-3】	2023 年度授業評価アンケート結果	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 3-3-4】	2023 年度資格取得状況一覧	
【資料 3-3-5】	2023 年度 FD 研究会開催一覧	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	関東学園大学学長主催会議規程	
【資料 4-1-2】	2023 年度学長主催会議議事録	【資料 3-3-1】と同じ
【資料 4-1-3】	関東学園大学学則 第 11 章	【資料 F-3】を参照
【資料 4-1-4】	関東学園大学教授会規程	
【資料 4-1-5】	2023 年度経済学部教授会議事録	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 4-1-6】	関東学園大学合否判定学長主催会議規程	
【資料 4-1-7】	2023 年度合否判定学長主催会議議事録	
【資料 4-1-8】	関東学園大学合否判定委員会規程	
【資料 4-1-9】	2023 年度合否判定委員会議事録	
【資料 4-1-10】	2024 年度学務分掌	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 4-1-11】	関東学園事務組織規程	
【資料 4-1-12】	関東学園事務分掌規程	
【資料 4-1-13】	関東学園就業規則	
【資料 4-1-14】	関東学園稟議規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	令和 6(2024)年度学部・学科別教員数	
【資料 4-2-2】	令和 6(2024)年度専任教員の年齢別構成	
【資料 4-2-3】	関東学園大学学則 別表 授業科目表	【資料 3-2-3】と同じ
【資料 4-2-4】	関東学園大学教員資格審査委員会規程	
【資料 4-2-5】	関東学園大学教員資格審査基準	
【資料 4-2-6】	関東学園大学教員資格審査基準細則	
【資料 4-2-7】	特任教員に関する細則	
【資料 4-2-8】	学校法人関東学園中期計画(2020 年度~2024 年度事業計画)	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 4-2-9】	2023 年度授業評価アンケート結果	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 4-2-10】	2023 年度卒業生意識調査	【資料 2-2-7】と同じ
4-3. 職員の研修		

関東学園大学

【資料 4-3-1】	2023 年度教職員研修参加一覧	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	関東学園大学在外研究に関する規程	
【資料 4-4-2】	関東学園大学双書刊行規程	
【資料 4-4-3】	関東学園大学教員研究室使用規程	
【資料 4-4-4】	関東学園大学における公的研究費の運営・管理に関する基本方針	
【資料 4-4-5】	関東学園大学の研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する基本方針	
【資料 4-4-6】	関東学園大学における公的研究費の不正防止計画	
【資料 4-4-7】	関東学園大学における研究者の行動規範	
【資料 4-4-8】	研究データの保存期間等に関する指針	
【資料 4-4-9】	関東学園大学の研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	
【資料 4-4-10】	2023 年度研究倫理委員会議事録	
【資料 4-4-11】	2023 年度コンプライアンス教育実施記録	
【資料 4-4-12】	2023 年度公的研究費の不正使用に係る啓発活動記録	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人関東学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	監事監査基準	
【資料 5-1-3】	学校法人関東学園監事監査マニュアル	
【資料 5-1-4】	2024 年度監査計画	
【資料 5-1-5】	関東学園内部監査規程	
【資料 5-1-6】	2023 年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書	
【資料 5-1-7】	学校法人関東学園中期計画(令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度)	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 5-1-8】	学校法人関東学園中期財務計画(令和 2(2010)年度～令和 6(2024)年度事業計画)	
【資料 5-1-9】	キャンパス・ハラスメント防止に関するガイドライン	【資料 2-4-9】と同じ
【資料 5-1-10】	関東学園個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-11】	学校法人関東学園行動規範	
【資料 5-1-12】	衛生委員会規程	
【資料 5-1-13】	2023 年度衛生委員会議事録	
【資料 5-1-14】	危機管理基本マニュアル	
【資料 5-1-15】	関東学園大学消防計画	
【資料 5-1-16】	2023 年度消火・避難訓練計画	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人関東学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	関東学園寄附行為施行細則	
【資料 5-2-3】	2024 年度役員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-4】	2023 年度理事会開催状況一覧	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-5】	2023 年度理事会議題一覧	【資料 F-10】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	2024 年度評議員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-2】	2023 年度評議員会開催状況一覧	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-3】	2023 年度評議員会議題一覧	【資料 F-10】と同じ

関東学園大学

【資料 5-3-4】	監事監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-3-5】	2023 年度監査実績	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人関東学園中期計画(令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度)	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 5-4-2】	学校法人関東学園中期財務計画(令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度事業計画)	【資料 5-1-8】と同じ
【資料 5-4-3】	2024 年度学校法人関東学園事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-4-4】	2024 年度学校法人関東学園予算書	
【資料 5-4-5】	2023 年度学校法人関東学園事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-4-6】	学校法人関東学園中期計画(2020 年度～2024 年度)の進捗状況	
【資料 5-4-7】	関東学園寄附取扱規程	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人関東学園経理規程	
【資料 5-5-2】	支出等決済区分規程	
【資料 5-5-3】	関東学園内部監査規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	関東学園大学自己点検・評価及び認証評価規程	
【資料 6-1-2】	関東学園大学自己点検・評価実施組織規程	
【資料 6-1-3】	2024 年度学務分掌	【資料 2-2-1】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	関東学園大学自己点検評価書(ホームページ掲載箇所)	
【資料 6-2-2】	授業評価アンケート調査の結果(ホームページ掲載箇所)	
【資料 6-2-3】	関東学園大学 IR 推進委員会規程	
【資料 6-2-4】	関東学園大学 IR 推進室規程	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	全学自己点検・評価実施委員会議事録	
【資料 6-3-2】	2024 年度学務分掌	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 6-3-3】	2023 年度各委員会等の年度自己点検報告(総括)	

基準 A. コンピテンシー教育

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 関東学園大学のコンピテンシー教育		
【資料 A-1-1】	2023 年度コンピテンシー育成プログラム説明資料【1 年生用】	
【資料 A-1-2】	(教員用)コンピテンシー育成プログラム『活動計画 PLAN』 面接実施要領	
【資料 A-1-3】	(教員用)コンピテンシー育成プログラム『活動評価 SEE』 面談実施要領	
【資料 A-1-4】	コンピテンシーレベル自己評価シート	

基準 B. 地域社会との連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 大学が持っている人的・物的資源の社会への提供		
【資料 B-1-1】	関東学園大学授業受講に関する依頼(太田市立太田高等学校)	
【資料 B-1-2】	関東学園大学科目等履修生規程	

関東学園大学

B-2. 教育研究上において 、企業・自治体や他大学との適切な関係が構築されていること		
【資料 B-2-1】	関東学園大学地方創生研究所規程	
【資料 B-2-2】	2023 年度就職委員会議事録	【資料 2-3-2】 と同じ
【資料 B-2-3】	2023 年度インターンシップ実践演習 受け入れ先企業一覧	【資料 2-3-4】 と同じ
【資料 B-2-4】	2023 年度学内個別企業説明会参加企業一覧	【資料 2-3-3】 と同じ
【資料 B-2-5】	単位互換制度に関する包括協定書	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。